

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	2	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	04_雇用・労働

提案事項(事項名)

特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出

提案団体

山形県、北海道、青森県、岩手県、秋田県

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能外国人を受入れる機関（「特定技能所属機関」）が市区町村に提出する「協力確認書」について、市町村だけではなく、都道府県にも提出するよう、運用を変更すること。

具体的な支障事例

特定技能外国人の受け入れ増加が今後見込まれる中、外国人との共生社会の実現を図るために、令和7年2月、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」）の基準を規定した関係省令が公布され、同年4月1日に施行された。

基準では、特定技能所属機関の責務として、①「地方公共団体」から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときは、当該要請に応じ、必要な協力をすること ②1号特定技能外国人に対する支援計画の作成・実施に当たっては、「地方公共団体」が実施する共生社会の実現のための施策を踏まえることがそれぞれ規定されたところである。

これに伴い、法務省・総務省が発出した通知の「2 具体的運用」において、特定技能所属機関は、当該外国人が活動する事業所の所在地及び当該外国人の住居地が属する市区町村に対して、地方公共団体から、共生社会の実現のために実施する施策に対する協力を要請されたときには、当該要請に応じ、必要な協力をを行う旨の「協力確認書」を提出することとなっているが、「協力確認書」の提出先として都道府県は規定されていないため、どの企業に特定技能外国人が在留しているか、都道府県が把握することは困難となっている。

現状、都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を実施しており、上記省令においても、協力要請の実施主体となる「地方公共団体」に、都道府県も含まれると考えることから、「協力確認書」の提出先に都道府県も追加していただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

現状では都道府県と市区町村がそれぞれ共生社会実現のための施策を実施しており、特定技能所属機関（特定技能外国人）に対し、市区町村に限らず、都道府県が実施する関係施策が重層的に実施されることにより、多文化共生の取組みに資するものと考えている。

根拠法令等

特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(令和7年2月28日付け出入国在留管理庁政策課長、総務省自治行政局国際室長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、京都府、那覇市、特別区長会

○現行の制度では都道府県から情報提供を求められたときは応じることとされているが、現在の協力確認書の様式には情報提供の同意欄がないため、情報提供をする際は書類の提出元に個別に同意を得る必要があると思われる。これを避けるためにも、書類が都道府県にも直接提出されることが望ましい。

○市区町村に限らず、都道府県も特定技能所属機関に協力いただく必要がある意見には賛同。しかし、特定技能所属機関が、市町村、都道府県のそれぞれに協力確認書を提出することは、所属機関の負担になるため、例えば「協力確認書」は市町村・県どちらにも協力する旨の内容にするとともに、提出は市町村のみとする。県は市町村がとりまとめた情報を収集するといった所属機関の負担を増やさない運用とすべき。

○現状、「協力確認書」の提出窓口が市町村のみとなっており、都道府県が「特定技能所属機関」の情報を把握することが難しい。都道府県においても、共生社会実現のための施策を実現するにあたり、「特定技能所属機関」の情報について把握し、情報伝達等に活用できると良いと考える。ただし、市町村及び都道府県の双方に「協力確認書」を提出することについては、「特定技能所属機関」の事務負担増に繋がりかねないことから、受理した市町村から都道府県へ情報提供するといった仕組みとなることが望ましいと考える。

○都道府県を協力確認書の提出先に加えることは利点もあると考えるが、それに加えて企業が協力確認書を市町村または都道府県に提出したとき、当該企業所在市町村及び都道府県が情報共有を図る等連携した体制づくりが必要であると思われる。仮に市町村と都道府県の両方に提出する場合は企業側の負担になるという懸念がある。

○「協力確認書」の提出先として都道府県が規定されていないことから、県施策を実施する上で必要不可欠となる特定技能外国人在留企業を把握することは困難であり、協力要請が行えない等、支障が生じている。

○提案自治体が「都道府県も加えられたい」とする趣旨は、域内における特定技能外国人雇用事業所の情報を取得したいとのものと思われ、当市としても異論はございません。加えて、当該省令は出入管法第2条の5の施行規則であって国の事務を規定するものであることから市町村の事務の根拠とはできません。また当該通知はこの省令をも超えて自治体に確認書の「收受・保管」等の事務を附置するものであり、総じて「確認書を市町村で收受すること」という事務の附置の在り方は「自治事務以外は法定受託事務あるのみ」とする地方自治法に反しています。そのような問題のある当該通知にあって、あくまでも自治体からの協力要請に応じた「確認書」のみ市町村が收受・補完する建付けとなっています。しかし実際は、市町村からの協力依頼がなくとも、率先して「確認書」を提出しようとする事業所も見られ、それも市町村が收受・保管する状況もあります。すなわち、市町村は協力要請を行っているいないにかかわらず、外国人を雇用する事業所からの「協力確認書」を收受・保管するよう国から指示されている実態にあるのですから、これを見直して協力確認書はいったん国(入管)において收受し、そのうえで都道府県及び市町村に情報提供するように改めていただきたいと思います。そうすることで、域内の特定技能外国人雇用事業所の情報を都道府県並びに市町村が共有できるうえに、地方自治法に即した事務の在り方とすることもできます。なお当市にあっては、当該通知に基づく市への事務の附置は法定受託事務・自治事務のいずれの根拠ともしがたいため国に照会中であるとともに、かかる事務への対応についても保留としておりますことを申し添えます。

各府省からの第1次回答

御提案に係る取組(以下「本件取組」という。)については、地方公共団体等へのヒアリング結果を踏まえ、地域における共生社会の実現を効果的かつ効率的に図る観点から、特定技能外国人が最も日常的に関係する、当該外国人が活動する事業所の所在地及び住居地が属する市区町村に対して協力確認書を提出していただく運用としている。

御提案について、本件取組では都道府県による特定技能所属機関に対する協力要請も想定しているところ、追加共同提案の中でも御意見があるとおり、特定技能所属機関が都道府県に対しても協力確認書を提出することは、特定技能所属機関の負担が増加する懸念が大きいこと、また、特定技能所属機関は全国各地に所在し、その数も膨大であることに鑑みると、国が一元的に協力確認書を受領し、各地方公共団体に情報提供すること

は、本件取組の円滑かつ効率的な運用を阻害する懸念があるため、いずれも実施は困難である。
そのため、市区町村におかれては、令和7年2月28日付け入管庁政第143号・総行国第40号通知「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について(通知)」(以下「通知」という。)の2(2)のとおり、必要に応じて、各市区町村における情報管理に関する規定に従いつつ、都道府県に対して、協力確認書上の情報を共有していただきたい。
なお、市区町村による協力確認書の受領に係る事務については、地方公共団体が処理することとされている事務のうち、地方自治法別表第一若しくは別表第二又は地方自治法施行令別表第一若しくは別表第二に掲げられる事務以外は全て自治事務であるため、当該事務は自治事務である旨御理解願いたい。
また、本件取組については、通知をもって、各市区町村に対し、
・特定技能所属機関が提出する協力確認書の受領及び受領方法の設定・周知等
・各市区町村における共生施策の周知
といった御協力をお願いしているところ、これは出入国在留管理庁及び総務省では、地方自治法第245条の4第1項等の規定に基づく技術的助言として整理しているので、その旨御理解願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

共生社会の実現に関しては都道府県もその役割を担い、本制度でも都道府県が協力要請の主体となることが認められている以上、実効性も担保されるべきであり、その実施について市区町村の協力を要するのであれば、市区町村の負担軽減も検討されるべきである。関係府省におかれては、今後の都道府県・市区町村の実施状況を把握されたうえで、例えば、市町村が都道府県への情報提供時に、都度、情報管理規定を確認しなくても良いように、
・市区町村が都道府県に情報提供する根拠条文等や提供できる範囲を明示すること
(都道府県からの情報提供依頼が、「個人情報の保護に関する法律」第69条第2項第3号に該当するとの見解を示す等)
・協力確認書の様式にあらかじめ、特定技能所属機関からの都道府県への情報提供の同意欄を設けること等の措置をし、長期的には、
・電子申請システムの構築による、一元的な協力確認書の国における受付及び都道府県・市区町村への情報提供、もしくは1度の申請で、該当都道府県・市区町村へのシステムからの自動送付の実施について、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【京都府】
特定技能所属機関の同意取得などによって事務負担が増える懸念を踏まえ、特定技能所属機関および地方公共団体の負担を増やすことなく、都道府県への情報共有を確実かつ円滑に行える制度を整備していただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

(都道府県に対する情報提供の根拠条文について)
一般的に、行政機関が保有個人情報を他の行政機関に提供する際には、個人情報保護法第69条第1項及び第2項各号等に留意した上で、その利用目的等に応じた判断が必要であると承知している。
その上で、協力確認書により地方公共団体に提供される情報は、特定技能外国人に関して都道府県又は市区町村が行う共生社会の実現のための施策の実施に活用されることを利用目的として想定している。
協力確認書を受領した市区町村が協力確認書に記載された内容を都道府県に提供するに当たっては、この利用目的を踏まえつつ、個人情報保護法に沿って、適切に運用いただきたいと考えており、今後、出入国在留管理庁から地方自治体へ周知してまいりたい。
なお、各地方公共団体においては、条例等で個別に個人情報に係る取扱いを定めていることから、上記想定している利用目的を踏まえ、適切に運用いただきたい。
(同意欄について)

個人情報保護法第69条第2項第1号の「本人の同意」については、特定された利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる例外の一つとして規定されている。この点、協力確認書上の情報は特定技能外国人に関して都道府県又は市区町村が行う共生社会の実現のための施策の実施に活用されること以外の目的で利用又は提供されることは、想定していない。

各地方公共団体において、協力確認書に記載された情報を、特定した目的以外の目的で利用又は提供する場合には、必要に応じて、特定技能所属機関の同意を求めるなどの措置をとる必要があると考えるが、そのようなケースは出入国在留管理庁として想定していないことから、出入国在留管理庁で公表する様式に「本人の同意」欄を設けることは考えていない。

(システム構築について)

御提案いただいた情報提供の方法等については、今後の運用の参考とさせていただきたい。

令和7年の方針からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(15)(i)】【法務省(7)(ii)】

出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

特定技能所属機関(19条の18第1項。以下同じ。)から市区町村に提出される協力確認書(「特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行について」(令7出入国在留管理庁政策課長及び総務省自治行政局国際室長通知)。以下同じ。)については、その記載内容を市区町村から都道府県に提供する場合における、個人情報の取扱いを整理するために参考となる考え方を、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	15	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること

提案団体

日の出町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

老人福祉法第1条に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」を図るために、判断機能が低下する高齢者の生活の安定を目的に、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を区市町村が一時的に管理できる措置を求める。

具体的な支障事例

【支障内容】

判断機能低下(医師の診断で後見相当等)となった高齢者で、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障が出てる。

【具体的な事例】

判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めていく。身寄りがない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1ヶ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2ヶ月から3ヶ月程度の期間を要している。

現行の制度では、成年後見人等もしくは保全処分されるまでの期間、行政含め当該高齢者の金銭管理を行う者がおらず、適切な医療、介護サービスの提供が滞る事例や衣食住の確保が困難になる事例が発生している。

【支障法令】

地方自治法第235条の4の規定により「普通地方公共団体の所有に属さない現金は法律又は政令の規定によらなければ保管できない」とされており、当町において例規を整備し一時的に財産管理することはできない。

【提案】

判断能力の低下した高齢者の生活を維持するために必要最低限かつ短期間(成年後見人等が選任されるまで)、地方公共団体が当該高齢者の金銭管理を代行することを可能とすることで、適切な医療・介護サービスの提供に繋げることが可能となる。なお、対象者を決定する際は、関係者が情報を共有した上で、合議にて意思決定することが望ましいと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当町では、判断能力の低下で支払能力のない高齢者で医療介護等を受ける必要があった場合には、医療機関等へ相談し、ご厚意で、サービスにかかる支払い等を留保してもらい、成年後見人等が選定された後、支払を実施している。

今後、医療機関等によっては支払を留保できないことも想定され、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定される。

直近の事例では、介護サービスの提供が滞り、自身での飲食の購入も出来ず、自宅で衰弱した状態で発見され

救急搬送となった事例もあり、高齢者の死亡事案も危惧される。
成年後見センターや地域包括支援センターからも緊急事務管理の創出を強く要望されている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

緊急短期事務管理を行政で行うことで、必要最低限の医療、介護サービスの提供が可能となり、高齢者の生活の安定につながる。

根拠法令等

地方自治法第235条の4、民法697条、老人福祉法第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

函館市、花巻市、ひたちなか市、川崎市、山陽小野田市、熊本市

○当市の成年後見担当部署や地域包括支援センターにおいても提案団体同様の事例が発生しており、判断能力が低下した高齢者等の金銭管理に関する問題が生じている。
○当市でも判断能力の低下した方については、成年後見制度の利用手続きを進めており、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない高齢者に関しては、首長が家庭裁判所へ申立てを行うことになるが、申立てを行うにも親族調査や申立て事務に1ヶ月程度、実際に成年後見人等が選任されるまでは2ヶ月から3ヶ月程度の期間を要するため、判断機能低下（医師の診断で後見相当等）となった高齢者で、身寄りがない又は家族からの支援が見込めない方の金銭管理を行えず、適切な医療・介護サービスの提供に支障が出ている。

各府省からの第1次回答

提案いただいた措置については、国民の財産権に制約を加える行政処分等を可能にするものであり、この行政処分の判断自体にも相当の時間を要することが想定されることから、仮にこれを可能としても根本的な問題解決には至らないと考えられることから、慎重な検討が必要。
他方で、成年後見等の手続については、その迅速化のため、これまで、家事事件手続法の改正によるオンライン化等を進めるなどしてきたところ。また、申立てから後見開始までの期間は、家庭裁判所の選任した財産の管理者が、一定の財産管理行為をすることができる（家事事件手続法第126条第8項等、民法第28条及び第103条）。その他、日常生活自立支援事業において、判断能力が不十分な方の日常的な金銭管理の支援を行っているところ。
ご指摘の後見開始までの期間における財産管理や金銭管理については、引き続きこうした事業等の活用を推進していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

すでに厚生労働省の「持続可能な権利擁護支援モデル事業」として社会福祉協議会へ委託する形で緊急事務管理事業を実施している自治体がある中で、現行においてこのような運用が可能なのか見解を伺いたい。あわせて、当該運用が可能であるならば、法令根拠（※）はどのようにクリアしたのか御教示いただきたい。
(※)地方自治法第235条の4第2項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」とされている。また、本ケースにおいて、民法第697条に基づく事務管理規定を適用可能か不明確である。また、第1次回答にある日常生活自立支援事業は、後見相当の者には適用されないことから、本支障事例の場合には使用できない。（成年後見人の申請書類の中に医師の診断が必要であり、結果が後見相当となった場合は受診以降、日常生活自立支援事業の対象外となる。）
上記対応が困難となると、支障事例でも記載のとおり、適切な医療、介護サービスを提供出来ないケースも想定されるが、成年後見制度の申請準備から裁判所での保全処分までの間、判断機能が低下した高齢者等に対しての支援は必要不可欠であるにも関わらず、行政としての支援が行えない。よって、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を市区町村が一時的に管理できる措置を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、提案いただいた措置については、国民の財産権に制約を加える行政処分等を可能にするものであり、この行政処分の判断自体にも相当の時間を要することが想定されることから、仮にこれを可能としても根本的な問題解決には至らないと考えられるため、慎重な検討が必要。

なお、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」にて緊急事務管理事業を実施している自治体については、補助事業であることから、対象の自治体がどのように法整理したかについては把握していない。

また、日常生活自立支援事業については、事業の利用開始時点では契約能力を有している必要があるが、日常生活自立支援事業推進マニュアル(社会福祉法人全国社会福祉協議会)において、「本人の意思能力喪失後も本人が援助の継続を希望する場合は、本人の判断能力や保護を必要とする内容に応じて、成年後見制度を利用できるよう努める必要」があるとされており、直ちに日常生活自立支援事業の利用が打ち切られるような運用はなされていないものと承知している。ご指摘の後見開始までの期間における財産管理や金銭管理については、引き続き現状の取組等を推進していく。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(21)】【法務省(9)】【厚生労働省(38)(i)】

老人福祉法(昭38法133)

判断能力の低下した高齢者等への対応については、市区町村の適切な判断に資するよう、市区町村等による申立てに基づく後見等が開始され、又は審判前の保全処分がなされるまでの間、事務管理(民法(明29法89)697条)及び緊急事務管理(同法698条)の規定に基づき市区町村が当該高齢者等に必要な支援を行うことが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	19	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底

提案団体

中核市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)により本人確認情報の提供を受けることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めないように関係機関に周知徹底されたい。

具体的な支障事例

不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 18 条では、申請情報を登記所に提供して登記申請を行わなければならないとされている。
申請情報に当たっては、住民票の写し、住民票コード確認書等を提供することによって行われる場合が多く、市区町村には、それらを発行するための負担が生じている実情がある。
実際、中核市の中には住宅家屋用証明書申請ベースで年間 2,500 件以上の不動産登記申請が行われていると推定している市があり、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行事務に係る負担は非常に重い。
また、不動産登記申請のほかに、司法試験や司法試験予備試験の受験願書の受理事務や、道路運送車両法に基づく自動車の変更登録の申請の受理事務についても、住基ネットが利用可能にもかかわらず、住民票の提出又は住民票コードの提供を求めている。
住民の利便性向上を図るとともに、今後の自治体行政を維持する上で、住民票の写し、住民票コード確認書等の発行件数を減少させることは不可欠であることから、上記の事務のように住基ネット利用可能な事務については、住民票の写しの提出や住民票コードの提供をしなくとも申請が可能となるよう、関係府省において所要の規定の整備、運用の見直し等の対応を講じられたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

【住民の利便性向上】

住民票の写し、住民票コード確認書等の提出が不要となることで、それらを取得するために市役所やコンビニに出向く必要がなくなる。

住民票の写しの発行に係る手数料負担がなくなる。

【行政の効率化】

住民票の写し、住民票コード確認書等の発行に係る業務負担が軽減される。

不動産登記申請のデジタル完結が実現する(法務省の運用において住民票の写し原本の提出が求められており、電子で完結できない状態となっている)。

根拠法令等

不動産登記法第18条、不動産登記令第3条等

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○不動産登記申請、資格試験とも一定数の住民票の写しの発行があり、住基ネットによる本人確認情報の取得が可能であれば、住民票の写しの交付件数の減に繋がる。

○住民票の発行事務による負担は少なからずある。

○住宅用家屋証明書については、当市にも1,280件(令和6年度実績)の申請があり、住基ネットで確認できるものについては添付を省略した方が良い。

各府省からの第1次回答

不動産登記の電子申請においては、申請人がマイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、住民票の写し等の現在の住所を証する情報の提供に代えることができることとされている(不動産登記令第9条、不動産登記規則第43条第1項第1号、第44条)。

引き続き、不動産登記の電子申請の利用促進に向けた取組を実施してまいりたい。

司法試験及び司法試験予備試験においては、受験願書を出した者に係る本人確認情報を利用することができないときは、当該受験者に住民票の写しを提出させることができるとされている(司法試験法施行規則第5条第6項)。

司法試験では、司法試験法第4条のとおり受験資格等が定められていることから、出願者における受験資格該当性を審査するにあたり、出願者の本人性及び同一人性の確認及び確保が必要となることから、住基ネットの照会を実施している。

司法試験予備試験においては、出願時における本人性の確認として、初回受験者や日本国籍を有しない通称名による受験希望者等に限り、住民票の提出を依頼している。

住基ネット照会で住民票コードの提供を受けない場合、基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を検索キーとして同照会を行えるものの、氏名等だけでは出願者個人の特定は困難であり、加えて、住所については、願書の記載住所は「郵便物送付先住所」であるため住民票上の住所とは異なる場合があり、住所を含めた基本4情報で照会をしても、個人を特定することができない場合も生ずる。

司法試験は受験資格が必要かつ受験期間も定められている国家試験であり、確実な個人の特定及び情報の正確性の確保の観点から、司法試験に係る事務運営等において、住民票コードの提供を省略することは困難である。また、司法試験予備試験においても、住民票の写しの提供を省略することは困難である。

自動車の変更登録の申請のうち電子申請(自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS))においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書を提供することで、現在の住所を証する書面の提出に代えることができるとしている。

引き続き、電子申請の利用促進に向けた取組を実施していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

司法試験法第4条に定められる厳格な受験資格の審査のため、出願者の確実な本人確認が必要であることは理解するものの、その手段として住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を求める現在の方法は、国民の負担軽減と行政の効率化を目指すデジタル化の潮流とは必ずしも合致しないものと認識する。願書住所と住民票住所の相違を理由に、基本4情報を検索キーとした住基ネット照会では個人の特定が困難であるとしているが、これらの課題は運用上の工夫で対応可能である。そもそも、国民が自身の住民票コードを把握していること

は稀であり、その提供を求ることは、結局、住民票の写しを取得させることと同等の負担を強いることに他ならない。書面の願書においても、「住民票上の住所」と「郵便物送付先住所」の双方の記載を求めて照会時の住所の不一致は解消でき、また、オンラインによる申請（出願）においては、マイナンバーカードの署名用電子証明書による本人確認を行うことで、住民票の写し等の提出を不要とすることが可能である。

本年4月より総務省において、持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会のワーキンググループとして開催している「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」においても、行政手続における住民票の写しの交付件数の削減が重点的に議論され、本人からの請求の場合、行政機関に提出するものが約3～4割を占めるという調査結果も示されている。年金手続など多くの行政手続では、既に住民基本台帳ネットワーク（以下「住基ネット」という。）の活用によって住民票の写しの提出が原則不要となっており、制度上住基ネットが利用可能とされている事務については、住基ネットの利用を徹底するとともに、照会の際には住民票コードを検索キーとするのではなく、基本4情報を検索キーとする取組の更なる徹底が求められている。

以上のことから、住民基本台帳法別表第一に規定され、住基ネットにより本人確認情報の提供を受けることができる事務について、安易に住民票の写しやその代替となる住民票コードの提供を求めることなく、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用によって本人確認を完結させるよう、関係機関に周知徹底されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

司法試験及び司法試験予備試験については、令和8年度に実施する試験から国家資格等情報連携・活用システムを用いたオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、マイナンバー情報連携により住民票の写しの添付または住民票コードの記載は不要となる予定である。現在、オンライン出願の実現に向け、関係機関と連携して検討を進めているところである。

司法試験及び司法試験予備試験については上記のとおりであるが、他の住基ネット利用事務についても、住基ネットの基本4情報による照会や、オンライン申請における電子署名の活用を徹底して参りたい。

令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(24)(iii)】【法務省(10)(ii)】【国土交通省(23)】

住民基本台帳法(昭42法81)

住民票の写し等の交付（12条から12条の4）及び住民票コードの再通知のため市区町村が独自に作成する書面の交付については、交付件数の削減により市区町村の事務負担を軽減するため、以下のとおりとする。

・既に住民基本台帳ネットワークシステムが利用可能な事務については、当該システムにおいて基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）により本人確認情報（30条の6第1項）を照会することを徹底するよう、関係機関に令和7年度中に通知する。

・不動産登記の申請（不動産登記法（平16法123）18条）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）3条1項）を登記所に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

・自動車の変更登録の申請（道路運送車両法（昭26法185）12条1項）について、個人番号カードに搭載される署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平14法153）3条1項）を運輸支局等に提供することで住民票の写しの添付及び住民票コードの提供が不要となるオンライン申請を積極的に利用するよう、関係団体に令和7年度中に通知するとともに、ホームページで周知する。

・司法試験及び司法試験予備試験の出願(司法試験法施行規則(平17 法務省令84)5条1項及び4項)に係る手続については、国家資格等情報連携・活用システムによるオンライン出願を可能とし、受験者がオンライン出願を選択した場合には、出願時の住民票の写しの添付及び住民票コードの提供を不要とする方向で検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	38	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナポータル上で当該情報を証明書形式(PDF)に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。

戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

当市では納税証明書及び所得課税証明書について、マイナポータルのぴったりサービスを利用した電子申請を受けているところだが、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、実質的に紙で行うものとされており、電子申請の活用が進まず、依然として窓口や郵送での請求・交付が多い現状である。

戸籍証明書についても、当該証明書の発行は法令上の規制はないものの、交付のための具体的な方法等について示されておらず、自治体において電子交付が進んでいない現状である。そのため、当市においてもマイナポータルを含め、電子申請・電子交付を行っていない。

【支障事例】

当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行見込件数は、約1万2千件であり、電子申請での受付は現在のところ68件となっている(令和6年10月から電子申請の受付を開始)。窓口や郵送での請求が多数を占めるが、窓口請求の場合は、1件あたりの対応時間が5~7分、郵送の場合の対応時間は1件あたり15分程度を要しており、事務負担が大きい。

【支障の解決策】

マイナポータル上で戸籍証明書、納税証明書及び課税所得に関する情報を証明書(PDF形式)に変換した上で、電子的に交付することを可能とする。交付に当たっては、住民からの請求に対して自動で電子署名が付される機能を追加する方法のほか、国税の電子納税証明書で利用されているQRコードを付す方法などによって、証明書の真正性を確保することが必要。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者から「電子申請ができるることは知っているが、郵送で証明書が届くまでに時間がかかるため、わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、「PDF形式等の電子データでもらえれば、民間事業者等の窓口に行かずに行える手続も増えるはず」といった声も多い。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

各種証明書の電子交付が可能となれば、電子申請や手数料の電子決済を可能とすることで、証明書の申請から受領までに要する時間が短縮され、住民の利便性が大きく向上する。
マイナンバーカードの利用機会がより創出され、マイナンバーカードの普及につながる。
行政手続きの電子化が進む。
市区町村側の交付作業や発送作業を大きく減らすことができる。
市区町村の証明書交付に関わる窓口件数が減少し、事務の効率化が図られる。

根拠法令等

地方税法第 20 条の 10

戸籍法

戸籍法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市

- 申請者から「わざわざ会社を休んで窓口に来た」という声がよく聞かれる。また、電子申請や郵便申請により申請した場合、郵送代や、郵便が到着するまでの日数が必要となる。速達を希望した場合においても、取得まで通常並みの日数がかかったという声もあった。
- 当市における令和6年度の納税証明書及び所得課税証明書の発行件数は約1万5千件であり、その大半が窓口申請となっているが、対応に時間と手間がかかり事務負担も大きい。令和7年度から税務証明書に係る電子申請を開始する予定だが、証明書を発行して郵送するという事務負担が残り続けるほか、市民側も申請後に紙の証明書が届くまで時間がかかることから、現状のやり方のままでは電子申請が大きく普及するとは考えておらず、電子的なデータのやりとりのみで証明書の交付を完結させる方法を確立することが望ましいと考える。
- 当市においても郵送で証明を取得するにあたり市民から時間がかかる等の指摘をされることがある。
- 戸籍情報がマイナポータルにより電子的に交付されることにより、住民の利便性向上が図られる。
- マイナポータル上で所得証明の発行が可能となれば、窓口応対件数が減少するため、業務負担軽減の効果はある。

各府省からの第1次回答

【デジタル庁、総務省】

地方税法第 20 条の 10 に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)第7条第1項及び第 16 条第1項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。

なお、eLTAX を経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。

【法務省】

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている(戸籍法施行規則第79条の5)ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案における各証明書は、多岐にわたる場面で利用され、社会基盤の一端を担っている。このため、各市区町村での電子交付化への取組に濃淡があることは望ましい状況とは言えず、マイナポータルのぴったりサービスなど、統一的なプラットフォームにおいて、全国で一律に、全国民がどの市区町村に居住しても利用できるようになすべきである。納税証明書の電子的な交付について検討を開始されたとのことだが、課税証明書についても検討いただき、確実な実施と早期実現をお願いしたい。戸籍証明書の電子的な交付についても、同様に統一的

なプラットフォームにて実施できるよう再検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、マイナポータル上で各種証明書発行管理ができるなど、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

納税証明書等の電子的交付について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

納税証明書の電子的な交付について、具体的な検討を開始されたとのことだが、実現に向けて前向きに検討いただきたい。

課税証明書の電子的な交付について、納税証明書と合わせて検討する余地はないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

各府省からの第2次回答

【デジタル庁・総務省】

地方税法第20条に基づく納税証明書に加え、各地方団体が条例で定めるいわゆる所得課税証明書なども含めた、各種税証明書の電子的な交付について、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、eLTAXの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を進めている。

【法務省】

戸籍証明書の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン交付に関して、既に1次回答において制度上許容されている旨回答済みであるところ、オンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(15)(i)】【総務省(10)(v)】

地方税法(昭25法226)

納税証明書(20条の10)及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム(eLTAX)の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和8年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	40	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

在留資格延長申請等における住民税課税証明に係るマイナンバー情報連携の活用

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留管理局が必要書類とし提出を求めていた住民税課税証明書について、マイナンバー情報連携機能の利用の徹底を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留局(地方出入国在留管理官署)が住民税課税証明書の提出を求めた場合に、多くの外国人が住民税課税証明書を取得するため市区町村窓口に来庁する。

【支障事例】

住民税課税証明書交付申請件数が多く、市区町村窓口での発行業務が多大な負担となっている。また、外国人は転入出を繰り返すことが多いこともあり、その年の1月1日に居住していた市区町村で住民税課税証明書を取得しなければならないところ、当該市区町村から転出しており、転出先の居住市区町村では発行できない場合が多く発生している。その場合には、住民税課税証明書を遠方の市区町村で取得する状況となることを説明する必要がある。

【制度改正の必要性】

特定技能等で在留資格の見直しを行い、外国人の方の国内受け入れを進めている中、在留資格延長申請等における書類作成が外国人にとって非常に負担となっているのは看過できないと考える。

【支障の解決策】

地方出入国在留管理官署でマイナンバー情報連携機能を利用し、外国人が市区町村窓口での住民税課税証明書の発行を受ける必要がないようにする。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

外国人から「住んでいる市区町村でなぜ発行できないのか」と苦情を受けている。
遠方の市区町村で取得が必要と伝えると呆然と窓口で立ち尽くしている場合がある。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在留資格延長申請等のために取得する住民税課税証明書の発行件数が減少し、市区町村の窓口業務負担が大きく軽減する。
外国人の日本での住みやすさが大きく向上する。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法、出入国管理及び難民認定法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、相模原市、島田市、碧南市、刈谷市、城陽市、寝屋川市、笠岡市、広島市、熊本市

- 当区の窓口でも多数の申請があるが、何年度の証明が必要か理解できていない人も多い。また、未申告ですぐに証明書発行を希望するなど、業務の負担になっている。そのため本意見に賛同する。
- 当市においても外国人による住民税に関する証明書の発行申請が多く支障事例の多くは提案団体と同様である。来庁する外国人の方は必ずしも日本語で対応可能な方のみではなく、言語の問題がある。そもそも日本の税制を十分に理解していないため、翻訳アプリなどを活用しても非常に時間がかかり窓口混雑の要因となる。外国人本人の市区町村窓口来庁不要の取り組みについては積極的に検討してほしい。
- 概ね提案市同様の支障事例があり、証明を必要とする行政庁がマイナンバー連携情報機能を利用することを望む。
- 当市でも技能実習等により在留外国人が増加傾向にあり、マイナンバー情報連携により税情報等が参照可能となり、課税証明書等の取得の必要がなくなれば、在留外国人の利便性が高まるため。
- 外国人から「住んでいる市区町村で発行できたらいい。」と苦情を受けている。遠方の市区町村で取得が必要と伝えると取得の難しさに困惑している場合がある。
- 窓口での証明発行のみならず、郵送での請求も行われているが、請求者本人が必要な書類を把握できていないケースも見受けられる。また、不備があった際に電話等で問い合わせを行っても言語の問題で意思疎通が困難なケースも発生し、在留資格延長等の手続に遅れが生じる場合もある。
- 近年、外国人市民が増加傾向にあり、在留資格の更新手続きのため課税証明書や納税証明書の交付申請が多くなっているが、日本語をあまり理解されていないこともあり、窓口における説明や対応に苦慮することもあり、多大な負担となっている。また、外国人は転入出を繰り返すことも多く、賦課期日に当市に居住しておらず、証明書を発行できないケースが多く発生しているが、この場合、賦課期日時点の市区町村に対して郵送での手続きを案内するも、「どこに電話すればいいのか教えてほしい」「郵送の方法がわからない」など、職員側がサポートを求められることもあり、窓口負担の増加につながっている。
- 税証明窓口の膨大な負担の削減は継続的な目標のため本提案を推奨する。

各府省からの第1次回答

出入国在留管理庁においては、在留申請時におけるマイナンバーによる情報連携の仕組みを令和9年3月から運用開始するよう必要な作業を進めている。住民税課税情報については、運用開始に併せて連携可能となる予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当市では年間約1万件の所得課税証明書の申請があり、うち約3割の3千件程度が在留資格延長等を目的に出入国在留管理庁の求めに応じてなされたものであることから、多大な負担となっている。
住民税課税情報について情報連携可能となる予定とのことだが、是非、確実な実施をお願いしたい。また、より早期の運用開始についても検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

現在、出入国在留管理庁においてマイナンバーによる情報連携を行うためのシステムを令和9年3月から稼働するため、開発・改修中である。予定どおり同時期に開始できるよう引き続き開発・改修作業を進めたい。なお、現在、令和9年3月の運用開始を前提に、デジタル庁と公共サービスメッシュとの接続のための協議を進めており、当庁と情報連携を行う関係省庁においても連携のための必要な準備を進めているものと認識しているところ、運用開始時期を早めるためには、当庁だけではなく関係省庁とのスケジュール等の調整が必要となる。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(15)(ii)】【法務省(7)(iii)】

出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

在留資格の変更(20条)及び在留期間の更新(21条)等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、マイナンバー制度における情報連携により住民税課税証明書の提出の省略が可能となるようシステム改修等を行い、令和8年度中に運用を開始する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	55	重点募集テーマ	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設

提案団体

田辺市

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。

具体的な支障事例

大量相続時代に突入し、地方において相続することが不利ないわゆる負動産を含む資産を相続放棄するケースが激増する中で、比例して所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家も激増すると想定される。財産清算人制度の申立権限が地方自治体にも付与されたが、空家の補助金でも1/2は自治体負担となり積極的に取り組むほど赤字となるため、代執行をするほどの危険空家でないと関与することができない。また、所有者不明土地・建物制度の創設により、相続人がいない所有者の危険空家に取り組みやすくなつた反面、換価性の低い農地や山林が置き去りにされて、ますます所有者不明土地を生み出している。これらに共通する課題解決制度は財産清算人制度であるが、地方自治体として積極的に取り組むためには国庫帰属制度の地方分権として、地方自治体帰属制度を新設していただければ財源確保となり、積極的に取り組むことができ、空家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決に寄与するものと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

支障事例については別添資料を参照ください。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

相続人不在の空家や所有者不明土地に対し、地方自治体が積極的になれない原因は、頑張れば頑張るほど赤字が増す構造にあるため、補助金等の助成制度ではなく財源移譲をすべきである。なお、実現に際して、地価の高い市街地の自治体ではより黒字となり、地価の低い山間部の自治体では赤字となるため、これらをカバーするため広域自治体や県域自治体での基金化をすることは必須であると考える。

根拠法令等

民法第 959 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稻沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市

○市町村が空き家対策を進めていく上で有効な手段であり、県として提案の趣旨には賛同する。

○財産清算人制度は、相続人不存在の空家等が特定空家等に至る前に解決する上で有効な手段であるが、その時点では周辺にそれほどの影響を与えておらず、行政が予納金を支出して申立することが住民全体の福祉の向上に寄与するのか、一部の住民のみの利益になっているのではないか、というジレンマがあり、積極的に活用し辛い。提案内容のように、残余財産が自治体に帰属する制度となれば、より一層自治体による申立件数が増え、空き家問題・所有者不明土地問題・耕作放棄地問題の解決が進むと考える。

また、残余財産の地方自治体帰属も有効な手立てではあるが、当該制度の申立によって所有者不明土地・建物が解消した件数に応じて、各自治体に相当額の交付税を交付するなどの仕組みとすることによって、採算性のないエリアにおいても申立が十分に進むのではないかと考える。

○地方自治体帰属制度が利用できれば、従前の未利用財産との一体的な利用が期待できるため、未利用市有地有効活用の観点からも制度の創設があればありがたい。

各府省からの第1次回答

相続財産清算制度の趣旨は、相続人のあることが明らかでない場合に相続財産の管理・清算を行うことにより、その結果生じた残余財産を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。このため、提案のような市町村長が相続財産の清算人の選任の請求をする場合に限って、残余財産を地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、所有者不明土地・建物、管理不全空家、特定空家の激増が想定される中、市町村の空き家対策の円滑な実施に財政的な障害があることを踏まえ、相続財産清算制度のスキームを活用して空家対策を促進する提案であるが、第1次回答は、単に現在の相続財産清算制度の法解釈を述べているに過ぎない。

申立権限がある利害関係人は自己の利益のために申し立て、また、公益代表である検察官による申し立ては極めて例外的にしか行われないとと思われる。増え続ける放置空家や所有者不明土地建物に対応するため、国は、民法の特例として市町村長にも申立権限を付与したが、市町村は、意欲的に取り組むほど財政負担が増すため、特定空家以外では積極的に制度活用に踏み切れない。この点、空家等対策の推進に関する特別措置法第29条第1項・第2項では、国は、市町村による空家等対策への必要な財政上の措置・必要な税制上の措置その他の措置を講ずることとされている。

本提案は、上記の状況の下、その対応策には財産管理制度(相続財産清算人や所有者不明土地建物の財産管理人制度等)を利用することが必須であり、市町村が、より積極的に空家問題等に取り組むためには財源を移譲すべきという趣旨である。

これが困難であれば、市町村申立を促進させるための「実効性ある対策」と「持続可能な資金供給体制」を構築するか、相続人不在による国庫帰属財産が1,000億円を超えているとの報道もある国の責任において検察官申立を増やすことが最重要課題であると考える。

なお、本提案は、両特措法に基づき、放置空家や所有者不明土地建物の解決のために特例的に権限を付与された市町村が申立人となる場合の財政的なインセンティブとしての財産帰属を求めるものであり、利害関係人が申し立てた場合との公平性は問題にならないと考える。

以上を踏まえて、改めて積極的な検討を要望する。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【高松市】

相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

相続財産清算制度は、相続人のあることが明らかでない相続財産の全体について、清算人が調査した上で清算手続を行うものであるが、残余財産（申立て後に判明したものを含む。）がある場合には、その価値や有用性を問わず、一律に国庫に帰属するものとされている。相続財産清算制度について地方公共団体が申立てを行った場合に残余財産を地方公共団体に帰属させるとの御提案については、地方公共団体の具体的ニーズを踏まえつつ、地方公共団体に生じ得る負担やその負担が申立てに及ぼす萎縮的効果等諸般の事情に留意して、慎重に検討を行い、結論を得る。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(1)】【農林水産省(1)】【国土交通省(1)】

民法（明29法89）、空家等対策の推進に関する特別措置法（平26法127）及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平30法49）

空家等又は所有者不明土地の適切な管理のため特に必要があると認めるときに地方公共団体が行う相続財産の清算人の選任の請求については、当該請求を行った地方公共団体にその残余財産を帰属させることについて、関係法令の制度趣旨等を踏まえつつ検討し、令和9年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	59	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

全国の登記所備付地図の座標データを地図表示形式で公開すること

提案団体

新潟県、福島県

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的内容

令和5年1月23日よりG空間情報センターを通じて無償で一般公開された全国の登記所備付地図の座標データを、地図表示の形式で公開するよう求める。

具体的な支障事例

不動産取得税の課税標準の算定に当たっては、免税点の規定により、土地を取得した者が当該土地を取得した日から1年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合には、それぞれその前後の取得に係る土地の取得をもって一の土地の取得とみなすことから、隣接地の取得であるか否かを判断する上で公図による隣地関係の確認は必須業務となっているが、当該業務による事務負担は非常に大きい。(当県が令和6年度に公図を公用取得した枚数:約4,740枚)

令和5年1月23日より、全国の登記所備付地図の座標データがG空間情報センターを通じて無償で一般公開されたが、当該座標データとCAD図面又は地図情報(eMAFF農地ナビやセキュアGISデモサイト等)との重ね合わせには専門性の高い事務処理能力が求められることから、当県では当該座標データを活用することはできず、依然として公図を公用で請求せざるを得ない。それにより公図の公用請求に係る法務局の窓口負担も増加させている。

なお民間企業においては、当該データを基に地図DB化し、日本全国の公図をweb上で検索、表示できる各種サービスの提供が行われているが、有償のためコストが生じる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

登記所備付地図の座標データの提供では、一般利用者が活用する術がないため、利便性の向上は見込めず、公図を有償で請求せざるを得ない状況である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

都道府県の事務負担の軽減及び法務局の窓口負担の軽減

根拠法令等

不動産取得税の免税点(地方税法第73条の15の2)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、千葉県、兵庫県

○今後、地方自治体における登記情報連携を大幅に拡大する予定があり、デジタル化の推進が図られるなかで、公図請求事務が取り残されることは行政機関職員にとって真の利便性の向上に繋がらない。実務においては、法務局窓口の混雑により円滑な事務が妨げられている実態があることや、公図請求の件数に関わらず、請求書は一律に作成する必要があるなど、事務処理上の負担も大きい。

○G空間情報センターから取得できる登記所備付地図(地図に準ずる図面を含む。)のデータ(XML形式)は、一般的には地図情報(GIS)ソフトウェアにはそのまま取り込めず、専用の形式(Shape形式等)に変換する必要があり、活用が困難である。Web上の地図情報で登記所備付地図を閲覧できれば、地籍調査地区の現況把握がより円滑になるといった利点があると考えられる。

各府省からの第1次回答

【デジタル庁、法務省】

G空間情報センターを通じて公開している登記所備付地図データを他の地図情報と重ね合わせがされた状態や画像形式のデータにして公開することについては、重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズを把握した上で、既存の類似した機能を有する民間のサービスの状況やベース・レジストリの検討状況等も考慮しながら、費用対効果を踏まえて検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

重ね合わせるべき地図情報の内容や公開するデータのファイル形式等に係るニーズについて、都道府県に文書照会するなどして早急に状況を把握し、早期の公開実現に向け検討を進めていただきたい。当県としては、地図表示形式で公開されることを要望しているが、公用請求で取得している地図、公図等の証明書に表示されているような画像形式での公開だけでも、大幅な業務改善に資すると考えている。

登記図面は、ベース・レジストリとして、国民の利便性向上や行政運営の効率化の観点から極めて有用であり、登記情報と図面が両方公開された場合の波及効果は非常に大きいものと考えている。今後、土地や法人の登記情報については、自治体がオンライン上で直接確認できるようになることから、地図、公図等の登記情報についても、自治体が無償でオンライン上で直接確認できることとするよう、検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

ベース・レジストリにおける地図等の公開については、現在、どのような内容、形式、頻度で公開すべきか、その利用ニーズを正確に把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出して検討しているところである(「公的基礎情報データベース整備改善計画」(令和7年6月13日閣議決定)第3の2(2)②ア参照)。

については、頂いた御提案もニーズの一つとして捉え、上記の検討を進めてまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)記載内容

4【デジタル庁(32)】【法務省(11)】

不動産登記法(平16 法123)

公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)における登記所備付地図等の公開については、地方公共団体の利用ニーズを把握・整理した上で、既存の取組との整合性も踏まえつつ、費用対効果を算出した上で検討し、令和7年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	81	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

婚姻届等のオンライン化

提案団体

宮崎市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的な内容

- ・「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットすること。
- ・受け付けた届出データを基幹(戸籍情報)システムに連携させ、手打ち入力を不要とすること。
- ・新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減すること。
- ・各届出の受理証明書をオンラインで交付可能とすること。

具体的な支障事例

令和6年1月1日(元日)は、一粒万倍日、天赦日と重なったことから非常に多くの婚姻届が出された。市区町村職員は年始から対応に追われ、窓口はかなり混雑した。

婚姻届は、七夕やクリスマス等のイベント、物日に加え吉日との組み合わせにより届出数が大きく増減することから、住所異動の繁忙期のような期間を指定して窓口体制を増強する等の取組みが難しい。

戸籍届は法務省の法定受託事務(戸籍事務取扱準則制定基準第24条)により、24時間365日の届出を受付する必要があり、市区町村の受付体制に人件費や委託費等が発生し続けている。

マイナポータルで受け付けた届出データを基幹システム(戸籍情報システム)に連携することが可能となれば、職員による届出内容の手打ち入力が不要となり、作業効率の向上が期待できるが、システム標準化の対応もある中、各市区町村が独自で連携機能の実装を検討することは困難であり、国がイニシアチブを取る必要がある。また、「婚姻届」をマイナポータルで受け付けることが可能となった場合は、証人を要する他の届出(「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」)についても横展開可能と考えられるため、併せてプリセットすることを求める。なお、戸籍の振り仮名記載対応では、マイナポータルを活用する予定となっており、戸籍に関する届出をマイナポータルで出せる環境が既に全国一律で整備されることになっている。

届出先の市区町村では、届出に記載された街区番号や地番が現存しているかを当該市区町村に電話で確認しているが、折り返しの電話がすぐに返ってこないことも多く、時間を要している。また、土日など、新本籍地の市区町村が電話対応時間外である場合、確認に数日を要する。

各種届出に係る受理証明書を用いて保険証や資格証等の変更手続を速やかに行いたい場合、市民は来庁するか郵送による交付を待つしかなく、一定の負担を強いることとなっている。

【婚姻届数】令和7年元日 16件、令和6年元日 57件、令和5年元日 17件

【受理証明書発行件数】令和7年1月 55件、令和6年1月 50件、令和5年1月 62件

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民からの声として、

- ・せっかく良い日を選んで、婚姻届を提出したが、窓口での長時間(2~3時間)の待ち時間により良い記念日と

なるところに水を差された。

- ・戸籍受付は年中無休となっているので、人件費削減の観点から真っ先にオンライン化すべき手続きではないのか。
- ・婚姻届を、〇月△日□時△分△秒まで指定して受付してもらいたい。
- ・婚姻は事件本人の合意に基づいて成立するところ、18歳以上は誰でもなれる(血縁関係もないような)証人に「意思確認」をさせる意味が分からない。

といった声があげられている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村窓口の平準化・混雑緩和が図られる。

住民が紙書類を持って窓口に来庁する必要がなくなり、婚姻届を出した記念日をより有意義に過ごすことができる。

市区町村は戸籍届受付のために、平日時間外、土日・祝日の窓口体制を構築している。届出がオンライン化されることで、事務負担や人件費を軽減することができる。

オンラインでの手続きで、記載漏れや西暦・和暦等の表記ゆれ、住所の地番などにシステム審査を入れることで市区町村職員の審査(補記事項)の事務負担が大きく軽減する。

新本籍地の確認に要する時間が大幅に短縮でき、業務効率の向上に寄与する。

市民が速やかに各種受理証明書を取得でき、市民サービス向上に寄与する。

根拠法令等

民法第739条
戸籍法第74条
戸籍法施行規則第79条の2の4、第79条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○受理証明書のオンライン交付については、受理地でしか発行できず、広域交付の対象ともなっていないため、遠方からの申請も想定され、これが実現すれば利便性が高まる。

各府省からの第1次回答

御要望があつた届出についてはいずれも制度上オンラインで行うことが許容されている(戸籍法施行規則第79条の2の4)。

マイナポータルから戸籍情報システムへのデータ連携については、御要望の趣旨は理解できるものの、地方公共団体情報システムの標準化が進められている現状下では、全市区町村において戸籍情報システムを改修する必要があると見込まれることから、費用対効果等の観点から慎重な検討を要する。

また、受理証明書のオンライン交付は既に制度上許容されている(戸籍法施行規則第79条の5)ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由により、婚姻届等のオンライン化を推進することについて、改めて検討を求める。

①本提案は本年6月13日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に資するものであり、戸籍への振り仮名記載にかかるオンライン届出(マイナポータルからの届出)のレガシー(手打ち入力を不要とするためのデータ連携)を振り仮名以外の戸籍届出へ横展開せらるものであること。

②「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」をオンラインで行うことが可能となっていることは承知しているが、本提案の趣旨は、各届出をマイナポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットするところにある。既に振り仮名の届出をマイナポータルで出せる環境が全国一律で整備されており、早期に実現可能と考えられる。

③新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減することに

について、新本籍地をアドレス・ベース・レジストリでの確認とすることを可とする見解を法務省が示せば、市区町村の電話照会・応答業務が大幅に省力化されること。

④振り仮名の届出においてマイナポータルと戸籍情報連携システム、戸籍情報システムの連携機能は既に実装されているところ、婚姻届等に含まれる情報を連携させるための機能改修については、既存の連携機能を活用することにより改修費用を削減できる可能性があること。また、対象者が限定されている（振り仮名確認通知に誤りがある者のみ）振り仮名の届出と比較し、婚姻届等の手続は全ての国民が対象になり得るため、有意義な費用対効果が見込まれること。

⑤オンライン届出の実施時期について国が策定・公表している「国民向け行政サービスロードマップ」等の計画に出生届・死亡届以外の戸籍届出の開始予定時期がプロットされていないところ、オンライン化推進の観点から、戸籍に関する届出を積極的にマイナポータルへ搭載することが重要であると考えられること。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

戸籍法施行規則により、婚姻届や離婚届などのオンライン化が制度上許容されていることは十分に理解している。しかし、国民の利便性を高めるためには、全国一律で、関連する行政手続きを一貫して行える「ワンストップ化」が不可欠である。

今後の制度設計や運用設計においては、国民の利便性向上と自治体業務の効率化の両立を図るとともに、他省庁が所管する事務との連携も考慮し、より利便性の高い仕組みの構築を強く求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

繰り返しになるが、マイナポータルから戸籍情報システムへのデータ連携については、全市区町村において戸籍情報システムを改修する必要があると見込まれるところ、振り仮名と婚姻届では、処理する情報が全く異なることから、改修費用の削減効果は限定的と見込まれることも踏まえ、費用対効果等の観点から慎重な検討をする。

なお、新本籍地をアドレス・ベース・レジストリで確認することについては、市区町村においてアドレス・ベース・レジストリが実在性を担保できると判断したのであれば、市区町村の判断で導入して差し支えないものと考える。

令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(2)】【法務省(3)】

戸籍法（昭22法224）

養子縁組の届出（66条）、養子離縁の届出（70条）、婚姻の届出（74条）及び離婚の届出（76条）を受理した市区町村が新本籍を確認する方法については、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（令和7年6月13日閣議決定）に基づく公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備に関する検討状況を踏まえつつ、当該データベースが活用可能である旨を周知することについて検討し、令和12年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	95	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること

提案団体

八戸市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、市町村における主要証明書について、ブロックチェーンを活用した電子証明書としてオンラインで交付できる制度とすること。
また、これらが証明書として社会全体で機能するよう、周知、普及啓発を全国的に実施すること。

具体的な支障事例

当市では、スマート窓口の導入をはじめとする行政のデジタル化を推進しており、市民サービスの向上と業務効率化に一定の成果を上げている。中でも、マイナンバーカード認証を活用したオンライン完結型の申請については、市民の利便性向上と職員の事務負荷軽減の双方に大きな効果が期待されるものとして導入を図ったところである。

しかしながら、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、主要な証明書発行業務において、法令上の規制やオンライン交付の仕組みが構築されておらず、依然として対面申請・紙交付が主流である。住民票の写し等の各種証明書の電子的な交付については、令和6年の地方からの提案等に関する対応方針により、「令和7年中に結論を得る」とされたところだが、公共サービスメッシュ構想に基づく行政サービスの再設計等、地方自治体がその恩恵を最大限に享受しうる環境が整いつつあることを踏まえ、各種証明書のオンライン交付について、早急な措置を講じていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

○マイナンバーカードの利用率向上

現状、交付率は80%を超えているが、実際の利用率はまだ低いと考えられる。医療保険証や運転免許証との連携が進む中で、各種証明書のオンライン交付が普及すれば、本格的にマイナンバーカードが個人におけるデジタル完結の基盤となるものと考えられる。

○自治体職員の人員削減・業務効率化

当市における主要証明書の発行業務は、件数ベースで市民課・税担当課業務の約50%を占めており、サービスセンター等出先機関では80%以上となっている。また、1件あたりの作業時間は7分59秒(※)であるが、仮にオンライン申請に移行した場合は0秒となる。

そこで、仮に主要証明書発行業務が全て完全オンライン申請またはコンビニ交付(キオスク端末による交付)に移行すれば、窓口対応など手続きに係る職員は不要となることから、相応分の人件費を削減することが可能と

なる。人口減少に伴う労働力不足が逼迫する中、全国展開すれば行財政改革へのインパクトは相当大きいものと考えられる。

(※1件あたり作業時間は、待ち時間・移動時間・後処理時間を除く)

○ペーパーレス化による社会的コストの削減

電子証明書化によって紙代・印刷代をはじめ、利用者が役所に来るための交通費や時間的コストなど、社会的コストの削減効果も大きいものと考えられる。

根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項、第48条第1項及び第2項、第120条第1項、第120条の2第1項、第120条の3第1項及び第2項、第120条の6第1項

地方税法第20条の10

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、宮城県、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、佐久市、名古屋市、豊田市、安来市、広島市、松山市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○オンライン化と併せ、マイナポータル上で証明書発行管理されることが望ましい。むしろ、マイナポータルにおける個人情報は常に最新化されているのであれば、自治体に証明を求めず、マイナポータルの情報を他の手続き等で活用できるようにすることで、コストもかからないのではないかと考える。

○オンライン申請の利活用を積極的に推進するとともに、現在はパスポート申請など一部の行政手続での利用に限られている「戸籍電子証明書提供用識別符号」を、他の行政手続においても活用できるよう積極的に推進することで、申請人の負担軽減も図ることができると思われる。

○各種証明書のオンライン交付の普及が進めば、住民の利便性向上と自治体の業務負担の軽減が図られる。

○手続きのオンライン化が進む中、各種証明書のオンライン交付が可能となれば、今までオンライン化を躊躇していたものもオンライン化でき、市民サービスの向上につながる。

○当市では、税証明窓口の膨大な負担の削減を継続的な目標としているため、本提案を推奨する。

各府省からの第1次回答

戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている（戸籍法施行規則第79条の5）ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年中に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年中に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍証明書のオンライン交付が現行制度で実施可能であることは承知した。申請者の利便向上や行政の負担軽減の観点からは当該制度の一層の活用が進むことが望ましいと考えられるため、その旨を十分に周知することを求める。

また、住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、住民票の写し等は交付件数が多く、官民の様々な手続で利用されていることから、オンライン交付が可能となることで利用者の利便性向上が図られるとともに、郵送費・役所への移動を含む社会的コスト、市町村職員の事務コストの大幅な削減につながることを踏まえ、前向きな検討を要望する。

なお、印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付へのブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討・回答をお願いする。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、オンライン交付の具体的な運用提示など、一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

【豊田市】

電子的な交付は制度上、許容されているということだが、その具体的な方法等については提示されていないと思われるため、各種証明書の電子的な交付を可能とするためのガイドライン等を整備頂きたい。

【熊本市】

行政証明のオンライン交付推進にあたっても、法制度や所管省庁の違いが存在することは理解している。今後の制度設計においては、関係省庁の連携を図りながら、国民の利便性向上と行政運営の効率化を両立させる取組の推進を強く要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

住民票の写しや納税証明書の電子的交付については、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等のマイナポータルによる電子的交付について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

印鑑登録証明書及び税証明を電子証明書としてオンライン交付すること並びに各証明書のオンライン交付への

ブロックチェーン活用につき、第1次回答では言及がなかったため、これらの点についても検討いただきたい。

住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されることだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

各府省からの第2次回答

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mdoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行るべきである。」と結論を得たところ。

また、印鑑登録証明書については、各市町村において条例で規定して運用する事務であることを踏まえ、慎重に検討する必要がある。

各種税証明書の電子的な交付については、「地方税における電子化の推進に関する検討会」において、その改ざん防止措置等の手法も含め検討を進めている。

戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

ブロックチェーン技術については、「電子署名とハッシュポインタを使用し改竄検出が容易なデータ構造を持ち、且つ、当該データをネットワーク上に分散する多数のノードに保持させることで、高可用性及びデータ同一性等を実現する技術」と定義されているものと承知しているところ、電子署名に代わって同技術を活用すべきとの御提案の趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えは困難である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(15)(i)】【総務省(10)(v)】

地方税法(昭25法226)

納税証明書(20条の10)及び条例で定める所得課税証明書なども含めた各種税証明書の交付については、地方税ポータルシステム(eLTAX)の更改・改修スケジュールや地方公共団体の事務負担等を考慮しつつ、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、電子的な交付の方策について検討し、令和8年内に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4【デジタル庁(25)(i)】【総務省(24)(vi)】

住民基本台帳法(昭42法81)

住民票の写し等の交付(12条から12条の4)のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	106	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

戸籍届出書の標準様式の見直し

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的な内容

現時点における業務負担軽減のための現実的な対応策として、「戸籍届出書の標準様式の一部改正について(通達)令和6年2月26日付け法務省民一第504号」により改められた戸籍届出書の標準様式を再度改正し、従前設けられていた送付欄を復活させていただきたい。

また、戸籍法施行規則(附録11号、12号、13号及び14号)で定める各届出書においても同様に、送付欄を設けていただきたい。

具体的な支障事例

戸籍届出書の市区町村間でのやりとりは、従来郵送であったが、令和6年3月1日の法改正(戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号))後は、法務省で管理運営する戸籍情報連携システムを介して届出データを送受信する形式に変更された。これを踏まえ、従来の郵送でのやり取りに使用していた、「通知年月日」、「受領番号」を記載するための送付欄が削除される等の届出書の様式改定がなされた(「戸籍届出書の標準様式の一部改正について(通達)令和6年2月26日付け法務省民一第504号」)。

戸籍の記載には、入力、記載調査、決裁等の工程があり、いずれにおいても届出書の内容、届出人の戸籍情報、添付書類など複数書類の精査が必要であるところ、戸籍情報連携システムを介した送受信により、これらの届出書関連データは戸籍端末上で閲覧できるようになったが、必要な情報を、複数ウインドウを用いて同時に画面上で確認することができない設計になっていることなどから電子上で全ての処理を完結させることはできておらず、多くの市区町村において、受信したデータから届出書、関係戸籍および添付書類などを事前に紙で出力し、紙の書類を用いて各工程の作業を実施している。

上記の理由により、実務上の作業においては、紙の書類を用いて作業することが効率的であるところ、「通知年月日」と「受領番号」が記入されていた送付欄が削除されたため、出力した紙の届出書に手書きでこれらを記入する必要がある。また、届出書の余白にゴム印等を用いて送付欄に相当する枠を設けるという無駄な作業が発生し、事務負担が増している。戸籍届出書の欄外にはイラスト等のデザインが入っていることも少なくなく、決まった場所に日付・番号を記載することができないことから、日々大量の件数を処理する市区町村にとって、迅速な作業の阻害要因となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村ではゴム印を用いて送付欄を作成するという無駄な作業が削減される。また、届出書によって異なる

余白に無理やり送付欄を設ける必要がなくなり、紙出力された届書の記載情報の視認性が向上することで、確認作業など事務の効率化と業務品質の向上が期待できる。

根拠法令等

「戸籍届書の標準様式の一部改正について(通達)令和6年2月26日付け法務省民一第504号」

戸籍法 118条

戸籍法施行規則第20条、59条、78条の4第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

青森市、花巻市、仙台市、福島市、いわき市、銚子市、浜松市、豊田市、安来市、広島市、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○届書に通しの番号を付して管理するため、従前のような送付欄と同様の記入欄を必要としている。届書の欄外にまで濃い色を使用したり、デザインを多用していたりすると通知を受けた届書に通知日や番号を記入することも困難になるので、届書の処理に必要な部分を設けてある標準様式を定めていただきたい。

○当市でも確認等のため新様式での届出にゴム印等により対応している。現時点での現実的な対応策として送付欄の復活を求めるもの。

○本文記載のとおり、届書を電文(データ)にて受領した後も、印刷して審査をすることから実質的に記載・記録が必要となっており、当該欄の廃止により欄外の任意の位置に記載するため、記載記録がわかりづらくなっている(記載位置を明確にすることから書式として「通知年月日」と「受領番号」欄はあった方がよい)。

各府省からの第1次回答

市区町村の業務処理に用いる欄であることから、送付欄を再度設けることに問題がないか他の市区町村にも意見を求めた上で、判断することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

届書の様式に従前のような送付欄を設けるだけで、無駄な作業工数を増加させている要因を排除できることから、可能な限り早急な見直しを要望する。各市区町村は次年度分の戸籍届書の入札等の調達手続を下半期に実施し、年度内に納品させている場合が多いと考えられる。については、可能な限り早急に改善いただき、遅くとも令和8年度分の調達までには必ず間に合うよう実施いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

市区町村の実情を踏まえて検討いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

送付欄を再度設けることとして支障がないかどうか市区町村に対して令和7年中を目途にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて対応を検討する。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省】

(3)戸籍法(昭22法224)

(iv)出生の届書等の様式(「戸籍届書の標準様式の全部改正について(通達)」(令7法務省民事局長通達別紙

1から別紙4))については、市区町村の事務負担を軽減するため、市区町村の意見を踏まえ、他の市区町村等から当該届書等の送付を受けた場合における受附の番号及び年月日(施行規則 20 条1項)の記入欄を設けることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	107	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

戸籍法第120条の8に基づく転籍届の特例の廃止等

提案団体

千葉市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的な内容

- ①戸籍法第120条の8[転籍届の特例]を廃止し、法改正前と同様に、管外転籍においては戸籍全部事項証明書を法定添付書類とすること。
②①の措置が困難である場合には、転籍届出後の新戸籍が完成する前に次なる転籍届が提出された場合の取り扱いについて早急に明確化し、全国の市町村に周知すること。

具体的な支障事例

管外転籍の手続きにおいて、これまでには、届出人が法定添付書類として戸籍全部事項証明書を提出する必要があったが、改正戸籍法第5号施行日以後は、法第120条の8[転籍届の特例]の規定により、戸籍証明書の添付が不要となり、届出人にとって管外転籍が容易になった。一方、戸籍証明書を法定添付書類としていた従前は、届出人が手続き中の戸籍が市町村にて発行されるまで1週間程度待たなければ、別の新しい戸籍の取得はできなかった(市区町村での新戸籍編製作業は複数人で入念に照合作業等を行うため、新戸籍の発行までに早くとも1週間程度かかることが多い)が、戸籍証明書の添付が不要となった現行制度下では、市区町村が、並行して管外で行われる転籍の手続きの有無を把握する術もなく、市区町村がこれを拒む法的根拠もないため、届出人が希望すれば毎日のように管外転籍を繰り返すことも可能である。この点、転籍届出後の新戸籍が完成する前に次なる転籍届が提出された場合の取り扱いの指針が法務省から示されていないため、市区町村では対応方法が分からず、市区町村によって対応が異なる事態も生じるなど、対応に大変苦慮している。このため、管外転籍を繰り返すことで制度を悪用されるリスクも非常に高まっており、具体的には、最新の附票をたどりにくくすることで債権者からの住所追跡を逃れる目的、あるいは、虚偽の養子縁組か否かを審査するための戸籍追跡を妨害する目的によるものなどがある。加えて、A市、B市、C市と毎日のように管外転籍が繰り返された場合、B市の新戸籍が発行可能となる前に次のC市の転籍届が提出される事態が生じ、市区町村での戸籍管理が極めて困難になるという問題もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

管外転籍を悪用した不正行為の防止に加え、市区町村による適切な戸籍管理を可能とするなどの効果がある。

根拠法令等

戸籍法第108条第2項

戸籍法第120条の8

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて(通達) 令和6年2月26日付け
法務省民一第500号」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、安来市、佐世保市、鹿児島市

○閉庁時に受領した届書に基づき、戸籍副本に予約をかけるまでに時間を要すると、本籍地では予約が確認できないこともあり得る。婚姻届を受理した後に、事件本人の従前戸籍が転籍により除かれていることが判明した例もある。

○戸籍情報連携システムがリアルタイム処理となっていない現状では、本件のような支障事例は容易に発生することが思慮されるため、取り扱いについて明確化し、周知されることは必要と考える。

○②については、提案団体の指摘の通りの支障があり、毎回対応に苦慮している。

各府省からの第1次回答

管外での転籍届の提出を把握する方法としては、届出先市区町村において当該戸籍に異動予約を設定する方法を事務連絡により案内しているところ、当該設定はリアルタイムで市区町村の戸籍情報システムから法務省が管理する戸籍情報連携システムに連携され、全国の市区町村で確認することが可能となる。

一方で、支障事例にて指摘されているとおり、全国の市区町村において異動予約を速やかに設定することが重要であることから、この点の趣旨が徹底されるよう、具体的な事例を示した事務連絡による案内を行うこととした。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省の第1次回答では、異動予約の設定により本件問題が解決可能との主張がなされているが、この方法では解決しない。

当市が懸念するのは、A市、B市、C市、D市、E市と管外転籍が繰り返されると、市区町村における戸籍管理が困難となり、虚偽の養子縁組等による制度悪用が容易となる点である。たとえば、A市からB市への転籍届が提出された場合、A市の戸籍には異動予約の設定が可能であるが、B市の戸籍は届出時点では未記載であるため、異動予約の設定は不可能である。さらに、B市の戸籍が完成する前にB市からC市への転籍届が提出されると、届出時点で未記載のB市とC市の戸籍の異動予約はできない。つまり、A市の戸籍に異動予約を設定したところで、B市以後の転籍届を抑止することはできない。

そこから、さらに短期間にD市、E市と転籍を繰り返すと、以後の戸籍の変動状況を市区町村側で把握することは極めて困難といえる。仮に届出地からA市に問い合わせを行ったとしても、A市がすべての転籍届を受理していない限り、B市以降の戸籍の異動状況を把握することは不可能である。

この問題は、法第120条の8[転籍届の特例]の新設に起因する。従来は戸籍全部事項証明書の添付が必須であり、戸籍未作成の状態での転籍届は不可能であった。この特例は副本参照を前提とするが、前述の事例ではB市以後の副本は参照できないため、特例の適用を除外し、法第108条第2項に基づき証明書添付を必須とする運用が妥当である。この取扱いにより、制度悪用の抑止が可能となる。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

一

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

全国の市区町村で統一したリアルタイム反映の体制を整えるのは困難と思われるため、閉庁時に受領した届書や戸籍情報連携システムのメンテナンス日の対応など、より具体的な事例を示した事務連絡による案内をお願いしたいとの意見が寄せられている。

各府省からの第2次回答

従前、届書の審査及び戸籍記載時の参照とするために届出人に対して戸籍謄本の添付を求めていたが、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)の施行に伴い、各市区町村は、戸籍情報連携システムの機能を利用した情報連携によって他市区町村を本籍とする戸籍の情報を確認できるようになった。そこで、戸籍法第120条の8の規定を設け、市区町村間で情報参照ができる場合において戸籍謄本の添付を不要とし、国民の負担軽減が図られていることからすると、直ちに同条を廃止することには困難である。

他方で、転籍の届出による新戸籍が完成する前に更なる転籍届が提出された場合は、情報連携によっても戸籍の変遷の確認が困難である場合があることから、この場合の取扱いについて方針を検討の上、その結果に基づいた取扱い方法を各市区町村に示すこととしたい。

令和7年 地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省】

(3) 戸籍法(昭22法224)

(iii)他の市区町村への転籍の届出(108条1項。以下この事項において「届出」という。)については、届出により戸籍の記載がされる前に更なる届出がなされた場合に、他市区町村における届出の処理状況をより的確に把握するための方策について検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	129	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

不動産登記におけるオンライン申請手続きの改善

提案団体

青森県、北海道東北地方知事会

制度の所管・関係府省

法務省、農林水産省

求める措置の具体的な内容

不動産登記のオンライン申請について、すべての添付書類をオンラインで提出できるよう手続きを改善すること。

具体的な支障事例

不動産登記のオンライン申請で、添付書類は作成者が電子署名をすることでオンラインでの提出が可能とされているが、電子署名に対応していない書類があるため、添付書類全般を紙媒体で提出しており、事実上、オンライン化になっていない。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地利用集積等促進計画による売買において、農地中間管理機構が所有権移転の登記申請を行う場合の添付書類の一つに、登記義務者(売主)が押印した承諾書及び印鑑証明書がある(農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱別紙5の第3の3の(1)の(ウ))が、これらは紙媒体であり、電子署名に対応していないため、オンライン申請に添付できず、郵送又は持参での提出となる。

登記義務者の承諾書への押印及び印鑑証明書の添付が不要となれば、登記義務者の承諾書に電子署名を行うことでオンライン申請で添付可能となる。

但し、登記義務者(売主)が個人の場合は、手続の煩雑さなどから、紙媒体の申請を望む可能性がある。また、添付書類の全てをオンライン申請で添付しようとする場合、他に添付が必要な、農用地利用集積等促進計画の謄本又は抄本、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があったことを証する情報、登録免許税の税率の軽減措置の対象となる旨の証明書についても、県が電子署名する必要がある。

令和7年度の改正農業経営基盤強化促進法等の完全実施により、これまで市町村(農業委員会)が行っていた登記事務については、機構が行うこととなり、その件数は年間約470件となる見込み。

県や市町村、農地所有者が作成する必要書類は、電子署名に対応していないことから、書面で提出しているところであり、登記事務軽減のために手続きの改善を望むもの。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

当県の農地中間管理機構から、農業経営基盤強化促進法改正に伴い、令和7年度から新たに機構が不動産の登記事務を行うことになり、その件数も年間約470件となることが見込まれ、業務の負担となることを踏まえ、不動産登記のオンライン申請について改善を望む意見あり。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力・時間・経費の負担が軽減

される。

根拠法令等

「不動産登記の電子申請(オンライン申請)について」(法務省)<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>
農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱「令和7年4月1日付け農林水産省経営局長通知」別紙5
の第3の3の(1)の(ウ)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

オンラインでの不動産登記の申請において、必要となるいずれの添付情報についても、添付情報の作成者による電子署名が行われており(不動産登記令第12条第2項)、電子署名が行われている情報を送信するときに電子証明書が併せて送信されれば(不動産登記令第14条)、紙媒体の書面を提出することなく、不動産登記の申請を行うことが可能である。

御提案の農地中間管理機構の具体的な支障事例として、農用地利用集積等促進計画による所有権移転時の、不動産登記の申請における添付書面のうちの承諾書が挙げられており、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱では御指摘のように押印及び印鑑証明書を求めているところであるが、オンラインでの不動産登記の申請にも対応できるよう検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

すべての添付書類をオンラインで提出できるようになることで、郵送・持参による労力や時間、経費の負担が軽減される。提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

オンラインでの不動産登記の申請において、必要となるいずれの添付情報についても、添付情報の作成者による電子署名が行われており(不動産登記令第12条第2項)、電子署名が行われている情報を送信するときに電子証明書が併せて送信されれば(不動産登記令第14条)、紙媒体の書面を提出することなく、不動産登記の申請を行うことが可能である。

御提案の農地中間管理機構の具体的な支障事例として、農用地利用集積等促進計画による所有権移転時の、不動産登記の申請における添付書面のうちの承諾書が挙げられており、農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱では御指摘のように押印及び印鑑証明書を求めているところであるが、オンラインでの不動産登記の申請にも対応できるよう、令和7年度中の基本要綱改正に向けて対応してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(12)】【農林水産省(13)】

農地中間管理事業の推進に関する法律(平 25 法 101)

農用地利用集積等促進計画(18 条1項)に基づき農用地等の所有権が移転した場合において農地中間管理機構が行う所有権の移転の登記の申請については、オンラインによる申請を促進するため、申請時に添付する登記義務者等の承諾書における押印及び印鑑証明書を電子署名及び電子証明書により代替することを可能とし、地方公共団体に令和7年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	150	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

外国人の住民基本台帳上への新規登録において在留カード等のICチップに記録された情報を住民記録システムに自動反映すること

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

外国人の住民基本台帳上への新規登録(住民基本台帳法第30条の46の転入)において、在留カード及び特定在留カードのICチップに記録された情報の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、住民記録システム標準仕様書における当該機能の実装必須機能化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

外国人の住民基本台帳上への新規登録(住民基本台帳法第30条の46の転入)について、住民記録システムへの手入力での対応を行っている。各市区町村には在留カード等の住居地情報の変更手続きによる在留カード等の書き込み、読み出し、読み取りを行うためのICカード取扱端末が法務省から提供されており、当該端末にはICチップ読み取り機能(住民記録システム端末へのインストール可能)があるが、住民記録システム標準仕様書では標準オプション機能となっており、連携ができない場合がある状況。

【支障事例、制度改正の必要性】

当市では独自に開発したRPAによってICチップ記録内容の住民記録システムへの反映を可能にしていたが、システム標準化に伴うシステム移行の結果、移行後のシステムには同機能が搭載されておらず、反映ができない状況。外国人住民の氏名で英字かつ文字数が多い場合の入力誤りリスク及び他の住民票記録事項の入力における事務負担については他市区町村からも同様の意見がある。また、全国の在留外国人数が増加傾向にある(令和元年度から令和5年度まで16.29%増加(法務省資料より))ことから、当該事務が今後増加していくことが予想される。

【支障の解決策】

在留カード等のICチップに登録されている情報(氏名、生年月日、性別、国籍等、在留資格等)の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、各市区町村が導入している住民記録システムで上記の仕組みが活用できるよう、各標準仕様書の実装必須機能として記載の修正を求める。

上記に加えて、出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律(令和6年6月)によってマイナンバーカードと在留カードが一体化されることとなった特定在留カードでも同様の処理ができる仕組みが必要であるため、各標準仕様書への同様の記載を併せて求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

在留カードや特定在留カード（マイナンバーカード）の IC チップに登録されている情報が住民基本台帳上への新規登録事務に活用できるようになることにより、入力ミス発生リスク低減、入力に要する作業時間低減に繋がり、各市区町村の事務負担軽減に寄与するものと考えられる。

＜参考：提案実現による作業時間削減効果（当市が独自に導入している RPA（IC チップから抽出したデータを住記システムに入力する自ら開発した RPA）の効果から試算）＞

入力時間▲2分／件 × 年間 2,600 件（当市の外国人の入国者数）= ▲87 時間／年

根拠法令等

住民基本台帳法第 30 条の 46、住民記録システム標準仕様書

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市

○当市では現時点で手入力により対応しており、特段支障は生じていないが、今後技能実習制度など外国人の増加が見込まれるなかで、IC チップ情報の読み込みによる手入力を介さない仕組みが標準化システムに実装されることが望まれる。

各府省からの第 1 次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。

当該機能については、住民記録システム標準仕様書「10.8 CSV 形式のデータの取込」に標準オプション機能として「CSV 形式に変換した在留カード及び特別永住者証明書の IC チップ内にある券面情報を取り込み、1.1.2（外国人住民データの管理）に規定する項目のうち、当該 CSV データに該当する項目に自動入力ができる」と規定しており、各地方公共団体の選択により当該機能を実装されたシステムを利用することができます。

なお、当該機能は、各地方自治体における当該業務処理の多寡には、ばらつきがあることに鑑み、業務精度の向上に資する標準オプション機能として規定されたところ、実装必須機能化については、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

標準オプション機能として記載があることについては承知しているが、実装必須機能ではないため各ベンダの裁量により実装の有無を選択することが可能となっている。本市が導入を予定している製品についても本機能は実装されておらず、個別の実装要望も難しい状況にある。

標準仕様書の機能要件を満たしていればどの製品を選んでも同じ、というわけではなく、当然様々な観点で比較検討した上で導入する製品を選定することとなるため、本機能の有無のみで製品選定を行うことができない。このような事情から、本市のように外国人住民の住民登録数が多い自治体においても、本機能を実装した製品を断念する事例は少なからず発生していると考えられる。

また、IC チップ情報が利用可能であること自体が認識されておらず活用されていない自治体への周知の効果も見込まれることに加え、法務省からは在留カード等の IC チップ読み取り機能（住民記録システム端末へのインストール可能）を有する IC カード取扱端末が自治体に提供されており、こうした端末を有効活用し、入力誤りを防止する観点からも、実装必須機能への変更を要望する。

また、近日交付開始とされる「特定在留カード」についても同様に処理可能とするような記載とすべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【仙台市】

出入国在留管理庁によれば、令和6年末現在における全国の在留外国人数は約377万人であり、前年末よりも10.5%増加している。また、国においては、従来の技能実習制度を抜本的に見直し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度の導入を決定している。今後、こうした制度を利用した在留外国人が全国的に増加するものと捉えており、特に人口減少が深刻な地方においては、外国人人口の割合が高まる可能性がある。このため、当該機能は将来的には全国的に広くニーズがあるものと考える。

本市においても外国人人口は近年顕著に増加しているが、特に国外から初めて転入する外国人については、マイナポータルを利用したオンラインによる転出届や転入予約を利用したデータ連携ができず、最初の転入届の際、外国人・職員双方において入力が負担となっている。なお、本市においては独自のオンラインフォームを用いて、国外から転入する外国人の在留カード等の券面事項を事前に入力させる運用を行っているものの、そのデータを直接システムに取り込むことはできないため、さらなる効率化が求められるところである。

現在、当該機能については、標準オプション機能という位置付けであることから、その対応は後ろ倒しとなるべくベンダもあり、現に本市が契約しているベンダにおいては、当該機能は将来的にシステム外で実装するとの説明を受けている。一方で、増加する外国人への窓口対応の効率化は喫緊の課題であり、当該機能が実装必須機能として位置付けられることで本市のシステムへの実装が期待できることから、提案市同様、これを強く求めるものである。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。ご提案のあった、在留カード等のICチップの記録情報を自動入力する機能を実装必須機能とすることについては、自治体のニーズや開発ベンダのリソースを踏まえつつ、自治体の標準準拠システムへの移行作業の進捗を鑑み、令和8年度以降に所要の検討を行い、結論を得ます。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【総務省(24)(v)】【法務省(10)(iii)】

住民基本台帳法(昭42法81)

在留カード等のICチップ内にある券面情報及び記録事項を住民記録システムに自動入力する機能を当該システムの標準仕様書において実装必須機能と位置付けることについては、地方公共団体の意向や標準準拠システムを提供する事業者のリソース、地方公共団体における標準準拠システムへの移行の進捗状況を踏まえて検討し、令和9年度を目指して結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	180	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

技能実習において実習実施者や監理団体から地方公共団体が情報提供を受けることを可能とすること

提案団体

射水市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針第五「2.地域社会との共生の推進」下段に「実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。」とあるが、地域の実情に応じて、希望する地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けられるよう規定してほしい。

具体的な支障事例

技能実習生が居住する地域住民と技能実習生とのトラブル等については、事業者や監理団体にではなく市に相談されることが多いが、市では技能実習生の勤務先等について関与しておらず対処できないという実態がある。市が技能実習生に対して地域住民との交流促進を図る上でも情報がなく苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

技能実習生に対し、日本語学習支援をしたいボランティア団体の方から、事業所に許可を得ようと監理団体に聞いてほしいと言われ、監理団体からは事業所に聞いてほしいと言われた。行政が技能実習生に対しもつとアプローチするほか、住民と事業所とのパイプ役を担ってほしいとの意見があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

技能実習生の居住や勤務先等をある程度市が把握できることにより、仲介役となり、技能実習生と地域住民とのトラブル減少、交流促進を図ることができる。

根拠法令等

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、技能実習の適正な実施および技能実習生の保護に関する基本方針、日本語教育の推進に関する法律、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、宮城県、浜松市、山陽小野田市、佐賀県

- 外国人を含む地域の交流事業、防災研修及び外国人に関する調査等の多文化共生施策実施にあたっては、県内在留外国人のうち3割を超す技能実習生の参加が不可欠。しかし、技能実習生受入事業所の情報がないため技能実習生にアプローチできない。
- 当県において支障事例は把握していないものの、地方自治体が技能実習生の勤務先を把握することについて利点はあると考える。
- 地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けることができれば、多文化共生施策に活かすことができると考えられる。
- 当県では技能実習生の状況を把握するため毎年独自に受入状況調査を行っており、県内市町村より、施策のためデータの提供を求められることがあるが、本調査では技能実習生の実態を網羅することはできていないため、国が情報提供を行うべきである。
- 地方公共団体が外国人施策を立案するにあたり、管内に勤務する外国人従業員の状況を把握する必要がある。しかし、現行では地方公共団体に外国人の勤務実態を把握する手段がない。

各府省からの第1次回答

技能実習制度については、これを発展的に解消し、新たに人手不足分野における人材育成と人材確保を目的とする育成労制度を創設することとしている。
育成労制度及び特定技能制度の基本方針(※)においては「育成労実施者は…地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある」旨及び「育成労実施者は…地域における外国人との共生社会の実現のため寄与する責務がある」旨規定されているところ、これを踏まえた具体的な制度設計について、令和9年4月を予定している育成労制度の運用開始に向け、本要望の実現可能性も含め、検討してまいりたい。
※「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」(令和7年3月11日閣議決定)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

育成労制度の設計の際は、少なくとも特定技能所属機関による「協力確認書」と同等の情報に加えて、育成労実施者の受け入れ分野、人数、国籍の内訳等各地方公共団体が必要とする情報についても、「協力確認書」と同等の文書を受領する際に併せて提供が受けられるようにするとともに受け入れ人数や国籍等に大幅な変更があった場合にも報告を求められるようにしてほしい。時期については、令和9年4月を予定している育成労制度の運用開始を待たず、できるだけ早急に情報提供が受けられるよう求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案の趣旨を踏まえつつ、育成労制度の運用開始に向け、情報提供の在り方について引き続き検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(13)】【厚生労働省(63)】

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平28法89)

令和9年度から運用を開始する育成労制度における育成労実施者から地方公共団体への情報提供の在り方については、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成労の適正な実施及び育成労外国人の保護に関する基本方針」(令和7年3月11日閣議決定)を踏まえ、特定技能制度における特定技能所属機関から市区町村に提出される協力確認書に相当する仕組みを導入し、地方公共団体に令和8年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	196	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用

提案団体

青森市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的な内容

不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。

具体的な支障事例

長期相続登記等未了土地の相続登記等に関する不動産登記事務において、登記名義人の法定相続人調査のため、登記名義人の「出生から現在戸籍まで」の戸籍証明書等の公用請求が本籍地市町村へされている制度である。

その制度に係る対象者件数が大量であることと、各登記名義人の出生から現在戸籍までの戸籍証明書等が必要となるため、1件の作成に時間を要している。

平成30年の所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に伴い、法定相続人情報作成の要件が緩和され対象となる件数が増加したこと、令和6年の相続登記の義務化等により、上記の制度による請求に加えて、登記名義人の出生から死亡までの戸籍証明書等の請求が増大している状況にある。

これらのことから、長期相続登記等未了土地の相続登記等に関する不動産登記事務において、登記名義人の法定相続人調査については、令和6年3月から運用が開始された戸籍情報連携システムの戸籍副本情報について、管轄法務局戸籍課は閲覧可能であることから、登記部門についてもこれを活用できるようにする制度改正を提案するものである。

「在外公館における外務省経由の戸籍副本参照」、「相続税法第58条通知のデジタル化：市町村から税務署への紙提出を改め、法務省から国税庁へのデジタル通知に」、「旅券申請手続きにおける戸籍電子証明書の利用開始」といった戸籍情報連携システムによる副本情報が活用されている事例もあることから、更なる戸籍情報連携システムを活用した業務の改善を提案。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

法務局の委託を受けた司法書士から戸籍証明書等の迅速な発行を求める要望が出ている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

請求者である法務局登記部門にとって時間短縮となり、市町村にとっても、事務負担の軽減が見込まれる。

根拠法令等

戸籍法第10条の2第2項、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第44条、戸籍法施行規

則第75条の3

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、豊田市、広島市、松山市、熊本市、鹿児島市、特別区長会

○当市でも法務局等から不動産登記事務にかかる公用請求が一定数あり、戸籍情報連携システムの利用拡大により公用請求の必要が無くなり事務改善が図られるため。

○現状、不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求の対応を行う事務負担が年度を通じて生じている。そのため、法務局の登記部門が戸籍情報連携システムの戸籍副本情報を活用できれば、請求者及び市町村の業務負担の軽減につながると思われる。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局及び地方法務局（以下、「法務局」という。）の戸籍担当部署等の職員のみに利用者を限定している。

また、現状、長期相続登記等未了土地解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所の法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。

さらに、市区町村での戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況にも配慮する必要がある。

以上からすれば、本籍地市区町村への戸籍証明書等の公用請求により相続人調査を行うことには、現状、相応の合理性があると考えられる。

したがって、御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

戸籍情報連携システムの使用にあたっては、市町村は、戸籍法施行規則第75条の3に基づき、「戸籍事務の処理に必要な範囲内」でその利用を行っているものであることから、法務局の登記官についても、当該システムの利用目的や利用できる者を適切に定めることなどによって利用が可能になるものと考える。

また、市区町村においてもノウハウを持たない職員が人事異動により戸籍事務に従事することとなっており、職員の育成については、貴省と同様の課題がある。

さらに、戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況については、主目的である戸籍事務の妨げにならないようシステムを改修する等の対応で軽減が図られるものと考える。

公用請求を受ける市区町村側では、長期相続登記等未了土地解消事業に係る公用請求の規模を予測・把握することは困難であり、他の公用請求と時期が重なるなど事務負担になっていることは御理解いただきたい。

第1次回答で示された、公共事業等の円滑な実施と市区町村の事務負担の軽減が図られる現実的な仕組みについて、早期の構築を図っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【熊本市】

戸籍の広域交付業務は、長期相続登記等未了土地解消事業の影響により、各自治体で増加傾向にある。この業務は法務局や地方法務局で完結可能な取組であり、法務局における業務効率化を更に進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次回答では、「法務局における処理体制の実情」が強調されているが、長期相続登記等未了土地解消事業の現状そのものが、市町村の多大な負担によって支えられている。今後、地方で人材不足が深刻化することも踏まえ、国・地方を合わせた社会的なトータルコストを軽減させるべく、法務局登記部門から法務局戸籍課に対する公用請求の実現を積極的に検討すべきではないか。

仮に、現状の処理体制での対応が困難であっても、例えば、法務局の登記官のうち、戸籍業務の経験者を戸籍課併任とするなど実現のための工夫を考えるべきではないか。

戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大について、「令和8年度中に法制上の措置を講ずること」とされているが、可能な限り、同時に措置すべきではないか。

各府省からの第2次回答

長期相続登記等未了土地解消事業(以下「解消事業」という。)は、地方公共団体等の公共事業実施主体からの要望に応じ、当該公共事業実施主体に代わって、法務局が法定相続人を探査しているものである。法務省としては、解消事業によって、公共事業に係る地方公共団体の負担の軽減に寄与してきたと考えているが、更なる軽減策として戸籍の公用請求を戸籍情報連携システムによって代替することについては、法務局において増加する事務量とその効率化をどのように図るかも含めて検討する必要がある。

1次ヒアリングで御指摘のあった、1,892の市区町村で行っている公用請求に係る処理を50の法務局に集約した場合にかかる処理時間等について、令和6年度解消事業着手分に係る全国の法務局における公用請求により取得した戸籍謄本等の数は、おおむね全国で31万通であり、戸籍情報連携システムの端末を利用して副本情報を照会する場合、1件当たり5分程度を要していることから、仮に、法務局において上記の通数を処理するとした場合には、単純計算で50の法務局で約25,833時間が必要となる。これはシステム操作に要する時間に限ったものであり、実際には、印刷した副本情報を管理するための仕分けやナンバーリング、出力日時の付記及び利用簿の記録作業のほか、各機器の使用タイミングが他の事務と重複しないようにするための調整等も必要となる。さらに、対象が紙で管理されている戸籍又は除籍の場合や廃棄処分済みである場合は、戸籍情報連携システムで内容を確認することができないことから、本籍地市区町村への問合せなど周辺作業も発生することが見込まれる。

そして、こうした事務を新たに法務局で行うこととした場合には、限られた人員の下、通常の業務に追加して処理を行わなければならなくなるところ、法務局においては、相続登記の義務化など所有者不明土地等対策のための新規施策を次々と実施している中で業務がひっ迫している状況であるため、戸籍情報の取得が遅延し、解消事業の迅速な遂行を妨げるおそれがあり。御指摘のように、登記官に戸籍課併任をかけたとしても、この問題が解決されるものではないと考えられる。

なお、令和6年の提案に基づいて措置する戸籍情報連携システムの都道府県への利用拡大は、戸籍電子証明書提供用識別符号を、都道府県が市区町村に対して、オンラインで公用請求できるようにするために必要な制度的措置を講ずることとされたものであり、本提案の対応として考えられる仕組みとは大きく異なるため、同時に措置することは困難である。

法務省としては、本提案を踏まえ、令和8年1月頃から準備開始予定の解消事業の令和8年度作業分につき、一部の法務局において、法務局職員が戸籍情報連携システムを利用して戸籍の副本情報を確認することについての実務上の課題の検証を実施することとしている。同検証を踏まえて、本提案への対応を検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省】

(3) 戸籍法(昭22法224)

(v)長期相続登記等未了土地解消事業(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平30法49)44条)については、市区町村に対する公用請求に代えて、法務局及び地方法務局の職員が戸籍情報連携システムを利用することについて、令和8年度の当該事業において行う実務上の課題に関する検証の結果を踏まえて検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	210	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定

提案団体

津市

制度の所管・関係府省

警察庁、法務省、環境省

求める措置の具体的な内容

家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ(特に金属や古紙などの資源ごみ)の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。

具体的な支障事例

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)を、金銭目的で買い取り業者へ持ち込む行為(以下、「持ち去り行為」という。)は、自治体のリサイクル資源による財源に影響を与えるとともに、資源循環型社会の妨げとなっている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理は市町村が統括的な責任を有し、廃棄物の適正処理を行う中で、資源ごみの持ち去り行為は、廃棄物の処理(資源ごみの売扱いによる財源)への影響や不法投棄、市民のごみ分別に対する意識の低下に繋がる可能性がある。このような中、家庭ごみ一時集積所において、ごみの所有者(占有者)によって排出されてから市町村又は市町村の委託業者によって収集される間の資源ごみの所有権(占有権)がどこに帰属するのか、また持ち去り行為への対応については、条例制定など自治体によってその対応にバラツキがある。このような状況が、一部の悪質行為者が、場所を変え、持ち去り行為を継続させる温床となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

家庭ごみ一時集積所に排出される資源ごみ(特に金属や古紙)の持ち去り行為を行う者に対する不審感や、持ち去り行為の際の危険な行為(危険運転や暴言など)に対する恐れを抱いている市民から、自治体や警察に通報が多くある。さらに、通報を受けた関係者は、その対応に追われることになり、事務負担の増加にもなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

持ち去り行為の対応等の考え方方が明確となることにより、持ち去り行為への対応が迅速化、不適正処理防止(持ち去り行為の減少)等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進が図られる。

根拠法令等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条、第6条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市

○資源回収当日7時から9時は自治会より当番が立っているが、前日夜間や当日9時以降は当番不在となるため、持ち去りが発生するリスクは存在している。資源物の店頭回収を実施する店舗の増加や新聞の販売店回収、詰め替え用商品の普及等もあり、資源物の回収量は減少の一途をたどっており、持ち去りによる回収量の減少量は、回収量に応じて交付する補助金にも影響を及ぼすこととなる。資源物の所有権は市にあり、持ち去りは窃盗に該当することは周知しているが、持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などが提示されれば、より強い持ち去り禁止の意識の醸成と周知が図られることが期待される。

○当市においても持ち去り行為を規制する条例制定を検討しており、所有権についても統一的な考え方があると助かる。

○ごみ集積所における不燃物排出の中から、資源として価値のあるもの（鉄屑等）をあさり、持ち去るケースが散見されている。当市は現行犯を確認できれば指導しているが、その対応では有効的な対策とは言えない。

○当市においても、地域のごみステーションから金属類や小型家電、空き缶といった資源物の持ち去り行為が多発しており、市民から目撃情報が毎週通報されている。また、持ち去り行為者の中には集団（複数の車両）によって地域を巡回し、持ち去り行為をしているケースが見受けられ、市民が安心してごみ出しできる環境を脅かしている。地域のパトロールを実施し、持ち去り行為を現認した際に警告を行ったり、条例に基づき勧告、命令を行っているが、近年では職員を見ると逃げ出したり、警告書の受け取りを拒否するケースも多く、持ち去り行為への取り締まりに苦慮している。金属類や小型家電、アルミ缶など持ち去りが目立つごみに対して、ステーション収集に限らず、市内環境センターでの受け入れを開始する等持ち去り行為を防ぐ対策を講じているが、今後、更なる効果的な対策の検討、実施が必要である。

○当市においても、資源物の持ち去り行為が常態化しており、条例により資源物の所有権を市とし、市以外の者が収集・運搬することを禁止している。現在、法には規定がないため、持ち去りに対するガイドラインは必要と考えます。

各府省からの第1次回答

廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、一般廃棄物の処理については市町村の自治事務とされており、一般廃棄物の収集について、どのような種類の一般廃棄物を分別して収集するか、収集場所も含めどのように収集するかについては、各市町村において実情に応じて判断されるべき事項である。

また、①いわゆる資源ごみについても、どのような種類を対象としてどのような方法で収集するか等については、各市町村が地域の実情に応じて判断すべきものであること、②提案のある所有権の帰属については、具体的な状況等により個別に判断される事項であること、③持ち去り行為に対する犯罪の成否については、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断されるべきものであることから、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難である。

環境省においては、既に平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とし、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施し、公表しているところであり、各市町村が資源ごみの持ち去り事案に対してどのように対応・対策を行っているかの例や資源ごみの持ち去りを規制する条例等の制定状況（条例における集積所等に出された廃棄物の所有権の整理も含む）等についてとりまとめ、資源ごみの持ち去り事案に対する対応の具体例等を紹介することで、各市町村における地域の実情に応じた取組の推進を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

貴省回答では「資源ごみ」の持ち去りに関する調査を実施、公表することで各地域における取組の推進を図っていることだが、回答で示された平成29年度及び令和4年度に全市町村を対象とした、「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、平成29年度の調査において条例等を制定している市町村の割合は22.7%、令和4年度の調査においては23.6%と条例等の制定は進んでいないよう思われる。

回答内にある「各市町村において実情に応じて判断されるべき事項」とあるが、「資源ごみ」の持ち去りは全国的な問題となっており、リサイクル行政に少なからず支障を来している。

本市も条例を制定し、看板設置による禁止啓発、職員による情報収集パトロール（自治会や周辺住民への聞き取り、監視カメラの設置など）や取り締まりパトロール（持ち去り行為を確認し、その場で行為者を確保し、警告書や禁止命令書を発行）を行っているが、持ち去りは行われ続け、住民等から自治体や警察へ通報が入り、対応に苦慮することが多い。また、条例で罰則規定を設けているが、持ち去り行為者の特定が難しく、抑制につながらっていない現状があり、自治体のみで対応では限界があると考える。

不適正処理防止等による生活環境保全及び公衆衛生の向上と循環型社会形成の促進のために、自治体の取り組みを支援していただきたい、検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

持ち去られたものに関する買取行為の規制について、持ち去り行為を減らす上で効果的であると考えるが、持ち去られたものの判別が難しく、業界団体もないため働きかけができない。また、条例による買い取り規制の場合、市外の業者への売却まで規制することが難しい。その中で、銅線ケーブルなどの盗難に対処するために金属盗対策法が閣議決定されたと認識している。特定金属として銅を対象とするようだが、アルミ缶をはじめとする銅以外の金属くずについても各都市における規制が難しいことから、金属盗対策法の対象にアルミ缶も含めるなど国による働きかけを求める。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

第1次回答のとおり、提案にあるガイドライン等の策定のような形で、持ち去り行為を行った者への対応に関する考え方を一般的にお示しすることは困難であるとともに、対応の具体例等については既に令和4年度調査等において紹介している。

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律では、昨今の金属盗の被害状況に鑑み、法の規制対象となる特定金属として、法律で銅を明記しつつ、その他の金属については政令で定めることとしている。現下の犯罪情勢に鑑みれば、銅以外の金属を特定金属として指定する必要までは認められないと考えるもの、他の金属を特定金属として指定する必要があるかどうかについては、その時々の犯罪情勢に応じて不断に検討してまいりたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【環境省】

(12)「資源ごみ」の持ち去りに関する調査

「資源ごみ」の持ち去りに関する調査については、次回調査に向けて、より一層市区町村の参考となるよう調査項目等の見直しを検討し、令和9年末までに結論を得る。その結果に基づいて令和9年度末までに必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	220	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

同一市町村内における、戸籍証明書等の公用請求の原則化

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的な内容

令和6年3月1日施行の、戸籍法の一部を改正する法律により、他市町村に本籍のある戸籍証明書等を、市町村の事務担当部局が同一市町村の戸籍担当部局に公用請求すること(広域交付)が可能となった。しかし、この運用の導入については、自治体の裁量に委ねられているため、自治体によっては制度改正により業務負担が大幅に増えており、自治体間での不公平が生じている。広域交付制度導入による業務効率化を実現すると同時に、市町村間での不公平を解消するため、他市町村に本籍のある戸籍証明書等の公用請求については、同一市町村内で行うことを原則化し、郵送で他自治体に請求せざるを得ないものについては、基準を明確化していただきたい。

具体的な支障事例

当市では、庁内の戸籍の公用請求を全て受付し、交付することにした結果、庁内公用請求通数が約1.5倍増加した。
※参考(庁内からの公用請求通数)
・令和5年3月1日～令和6年1月31日：9,416件
・令和6年3月1日～令和7年1月31日：14,744件
また、一部市町村から本来それぞれの市町村で取得できるはずの戸籍の公用請求(郵便公用請求)が続いているため業務を圧迫している。
※参考(他市町村からの公用請求通数)
・令和7年1月：263件
⇒広域交付制度導入前より減少しているものの、年間約3,000件の郵便公用請求が見込まれる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

他市町村に本籍のある戸籍謄本等の公用請求について、同一市町村内で行うことが原則化されれば、他市町村への公用請求やその対応に係る郵送業務を削減でき、市町村による公用請求に係る業務について最適化が図られる。
また、これにより、同一市町村内での戸籍の公用請求に取り組む自治体への業務の偏りを解消することができ、自治体間の公平性が保たれる。
なお、一部の戸籍関係書類については、本籍地市町村に郵送で請求せざるを得ないものがあるため、例えば、

「昔の原戸籍及び除籍謄本についてイメージ化していない戸籍を紙で保管している場合」など、本籍地市町村への公用請求を可能とする基準を示していただきたい。

根拠法令等

戸籍法第120条の2第1項第2号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、半田市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市

○当市でも未だに一部市町村から広域交付により自府で発行可能な戸籍証明書等の公用請求が見られるため、自府発行を原則とすること及び、基準の明確化は必要と思慮される。

各府省からの第1次回答

戸籍証明書等の発行は本籍地市区町村が行うべき業務であり、法改正の趣旨は市町村内のある部署が当該市町村の戸籍窓口に請求する場合に限って広域交付を追加的に認めたものであること及び戸籍証明書等の請求先を限定することは、請求元となる市区町村の負担増加となることを踏まえると、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法務省民事局作成の「戸籍法の一部を改正する法律の概要(令和元年5月24日成立、同月31日公布)」には、戸籍謄本の請求が本籍地市区町村に限られることが課題としてあげられており、改正の要点として、本籍地以外での戸籍謄本の発行が示されていることから、戸籍証明書等の発行は本籍地市区町村が行うべき業務とは言えないと考える。

第13次地方分権一括法による戸籍法の一部改正において、広域交付の請求主体として、本人等以外にも同一市区町村内で完結できる場合における当該市区町村の請求が可能となったが、同一市区町村内の公用請求に限定する運用とした趣旨は、例えば都市部等の一部の市区町村に当該市区町村以外の市区町村や都道府県、国の機関による請求が集中すること等により、一部の市区町村において戸籍証明書等の交付に係る業務負担が過度に増大するおそれがあることを考慮したものと承知している。このことにより、都道府県や国の機関は広域交付の公用請求を利用できない運用となつたが、市区町村においては、広域交付の公用請求を行うか否かについて各市区町村に裁量が委ねられているため、広域交付の公用請求に取り組む市区町村に業務負担が偏る事態が生じており、一部の市区町村に業務負担が偏らない運用を狙いとする法改正の趣旨に沿わない状況が生じている。

なお、戸籍証明書等の公用請求先を限定することは、請求元の市区町村の負担増加となるとの指摘だが、請求元市区町村において、公用請求を行う部署では郵送に係る事務及び費用負担の大幅な軽減や事務の迅速化が図られるとともに、戸籍証明書発行部署では他市区町村からの公用請求数の減少が見込まれるため、一概に負担が増加するものではないと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

戸籍法に基づき、戸籍の正本は本籍地市区町村に備えられているものであること等から、戸籍証明書等の発行は本籍地市区町村が行うべき業務である。このことは、電算化されていない一部の戸籍・除籍などの証明書は本籍地市区町村でしか発行できないことからも明らかである。

既に回答したとおり、戸籍証明書等の請求先を限定することは、請求元となる市区町村の負担増加となること等

から、対応は困難であるが、同一市区町村内での公用請求が可能であることを改めて周知することを検討し、利用を促すことに差し支えがないかどうかについては、他の市区町村にも意見を求めた上で、判断することとしたい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省】

(3)戸籍法(昭22法224)

(ii)法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて、市区町村が行う戸籍謄本等の請求(以下この事項において「公用請求」という。)については、同一市区町村内で完結できる場合に可能となっている広域交付の公用請求(120条の2第1項2号)の仕組みを活用することが可能であることについて、市区町村における円滑な事務の執行に資するための方策として創設された当該仕組みの趣旨と併せて、改めて市区町村に令和7年度中に周知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	233	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

登記情報連携システムの利用申請手続の簡素化等

提案団体

和歌山県、福島県、堺市、神戸市、関西広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、法務省

求める措置の具体的な内容

「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し、審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下について、御検討頂きたい。

① 国における審査を不要とすること。

・地方自治体内で審査、権限の付与を行う

・申請に係る事務負担軽減及び早期のシステム利用開始の両方の実現を求めるもの。

② システム管理者権限の付与

・各団体内で利用IDの発行やシステム利用履歴の確認等が可能となるよう、各団体のとりまとめ部局に対し、システム管理者権限を付与すること

(上記が難しい場合)

③ 利用申請時の申請内容の簡略化

・申請書の項目削減、根拠法令の添付を不要とする等

④ 審査期間の短縮

具体的な支障事例

・法務省、デジタル庁への申請手続が煩雑であることや両者での審査期間が長いことから、システムの利用開始に時間を要している。

例えば、令和6年度においては、約1,000手続に係る利用を新たに申請したが、庁内での利用手続照会から国への申請までに約2か月を要した。

(手続担当課での申請様式作成や根拠法令の添付、とりまとめ担当課での集計、内容確認など)

また、令和6年12月に国に申請を行ったが、令和7年4月現在、ID交付に至っていない。

システムの利用開始が遅れれば、県民等から登記事項証明書の原本提出を求めたり、職員が法務局に出向いて登記事項証明書を取得する必要があり、行政サービスの改善や県の業務効率化の効果発現が遅くなる。

・県にシステムの管理者権限(ID発行や利用状況の管理等)が与えられていないため、庁内の利用課室に係るIDの交付ができないほか、庁内のシステム利用状況が把握ができず、効果的な利用促進を図り難い。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

早期の利用開始が可能になれば、県民等による登記事項証明書の添付を省略したり、県の職員がシステムで業務上必要な登記事項証明書を取得できる時期が早くなり、県民等の利便性向上や県の業務効率化につながる。

また、県にID交付に係る審査やシステム管理の権限が与えられれば、府内の利用希望に応じたIDの交付、返却などがスムーズに行え、業務効率化につながるとともに、効率的かつ効果的な利用促進施策を図ることが可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

熊本市

—

各府省からの第1次回答

登記情報連携システムの利用に当たっては、同システムを所管している国において、法令上の利用の要件を満たしているか確認する必要があることに加え、登記情報には個人情報が含まれており、適切な情報セキュリティが確保されているか確認する必要があることから、国による審査を不要とすることや同システムの管理者権限を県に付与することは適切ではない。もっとも、提案いただいたとおり、登記情報連携の利用を促進することにより、地方自治体の業務効率化や住民等の負担軽減を図る効果は大きく、審査期間を短縮していく必要があるものと考えております。その観点から、令和7年度からは、利用申請書の簡略化に加え、処理方法や体制の見直しによって、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第一次回答では、処理方法や体制の見直しにより、審査期間を大幅に短縮し、迅速な処理を図っているとのことであるが、審査機関がどの程度短縮され、現在の標準的な審査期間としてどのくらいを見込まれているか、お示しいただきたい。

また、各団体からの申請が集中する等の特段の事情により、標準的な審査期間を大幅に超過するような場合には、申請団体に対し、変更後の審査期間の目安を通知するなど、地方公共団体側で事務の進捗状況が把握できるよう、御検討いただきたい。

登記情報連携システムは、登記事項証明書の提出を不要とし、県民や事業者等の利便性向上につながるだけでなく、添付書類の削減により、行政手続のオンライン化を進める上でも有用なシステムであり、地方公共団体のDX推進部門等において、府内の利用IDごとのシステム利用件数を把握することで、システムの利用促進を図ることが可能となると考えられる。このため、地方公共団体にシステムの管理者権限を付与することが困難ということであれば、地方公共団体からの照会に対し、団体内の各利用IDにおける手続別利用件数等の情報を開示することを、御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

現在の審査期間については、申請状況や申請内容の不備の有無にもよるが、申請内容に不備がなく順調に処

理が行われれば、短いもので1週間程度、おおむね1か月程度で処理されている。なお、標準的な審査期間としては、1か月弱程度の期間を見込んでいるところであり、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上に掲載しているFAQにおいて周知を図っている。

また、当該申請の進捗状況については、個別に申請団体から問合せがあった場合には、可能な範囲で審査期間の目安を示すよう対応しているところ、標準的な審査期間を大幅に超えるような処理状況となった場合には、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上で周知することとした。

おって、利用IDごとの登記情報連携システムの利用件数を含めた検索履歴については、既存の機能により確認することが可能であり、この点、政府共通 NW/LGWAN 掲示板上に掲載している登記情報連携システム操作マニュアルに、その操作方法を明記している。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(40)】【法務省(14)】

登記情報連携システム

登記情報連携システムの利用申請事務については、申請の審査手続に要する期間が標準的な処理期間である1か月を大幅に超える場合には、その旨を政府共通 NW/LGWAN 掲示板システムにて令和7年8月から掲載することとした。

[措置済み（「政府共通 NW/LGWAN 掲示板システム」にて公表）]

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	280	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

住宅用家屋証明交付事務の廃止

提案団体

神戸市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。

具体的な支障事例

登録免許税の軽減を申請するため、住宅用家屋の取得等後1年以内の登記等の際、住宅用家屋が所在する市区町村長が証明した証明書が必要となる。現在、住宅用家屋証明の交付事務は、申請者が必要な書面を揃えて市町村窓口に提出し、市町村は書面審査のみで可否を判定したうえで、複写式の申請書の一部に市町村公印を押印し、証明書として発行している。申請者は単なる書面審査であるにもかかわらず、法務局ではなく、いったん市町村に書面申請し、書面で交付される証明書を法務局に持参する必要があり、不要な負担となっている。また、当市では当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均 6,000～7,000 件あり、大きな負担となっている。なお、当該証明事務については、法定受託事務とされているところ、租税特別措置法に根拠がなく、同法施行令において規定されていることから、地方分権推進計画や地方自治法第2条第9項の規定を踏まえると、問題があり、見直しが必要である。また、当該証明事務だけでなく、租税特別措置法に根拠がなく、自治体に事務を義務付けているものについては同様に見直しをされたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者は登記に伴い住宅用家屋証明が即時に必要となるが、市町村が申請を電子化しても、交付が書面に限定されると、申請者は郵送または来庁が求められる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市区町村においては、窓口交付事務、郵送交付事務の軽減が図られる。申請者においては、証明書を受け取る負担が軽減され、登記申請をスムーズに行うことができるようになる。

根拠法令等

租税特別措置法施行令第 41 条、第 42 条、第 55 条、租税特別措置法施行規則第 25 条、第 25 条の2、第 26 条、第 26 条の2、第 26 条の3、第 27 条、住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について(昭和 59 年5月 22 日付け国土交通省住宅局長通知建設省住民発 32 号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、旭川市、当別町、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、燕市、名古屋市、城陽市、八尾市、西宮市、斑鳩町、下関市、長崎市、熊本市、特別区長会

○住宅用家屋証明の申請時に添付を求める書類が多く来庁者に負担をかけているほか、窓口での確認作業にも時間を要するため双方の負担が大きい。また、司法書士による大量申請が多かったり、証明の交付期日を切ったり、対応困難な要望も多く、事務負担が大きい。

○報告された支障事例が当市においてもかなりの頻度で発生している。開始当初に比べて、特例項目に「認定低炭素住宅」や「特定の増改築等がされた住宅用家屋」が追加され、判定事務が複雑化し証明発行事務を行う基礎自治体が混乱したが、今後も国が住宅政策を促進する中でZEHをはじめとする新たな特例項目も増えかねないと非常に懸念している。過去には長期優良住宅の認定証明書が偽造され、国土交通省住宅局から事務連絡にて事務の適正な実施について通知があったことで、各自治体で原本の持参の依頼、証明書発行部署からの情報提供との突合など実情に応じた対応を追加で行っており、当市においてもその趣旨に則り適切に追加対応しているところである。発行事務については、法定受託事務であることから基本的な部分は全国的に統一されているが、前述の長期優良住宅の証明書だけでなく、例えば未入居の場合の取扱(添付資料など)においても自治体ごとにローカル・ルールで運用されており、その複雑さゆえに司法書士や土地家屋調査士等の代理人から確認の問い合わせがその都度あり、適切な証明発行に導けるようにその都度丁寧に対応をせざるを得ない状況である。申請者である市民目線に立つと、本事務は法務局にてワンストップで行うことが利便性も高く、1,700を超える基礎自治体で実施するよりも統一感が更に高まるところから、早い段階で本事務については自治体で実施を廃止する、または法務局で事務を実施すべきと考える。

○登記の内容や家屋の種別によって申請者に提出を求める書類や市区町村が確認する事項が異なるため、申請者及び市区町村にとって非常に煩雑であり、書類の提出漏れも多い。そのため窓口で申請者とトラブルになる事案も発生している。当市においても当該交付事務を税務部門で実施しているが、年間交付件数は平均800～900件あり、大きな負担となっている。

○年間件数が1万件を超えており、また、電話による問い合わせも多いため、事務の負担が大きくなっている。また、国税である登録免許税の軽減について問い合わせを受けることがあるが、自治体では判断することが難しい場合がある。

○住宅用家屋証明書は、建物の不動産登記を行う際の登録免許税の軽減のために必要とされる書類だが、証明書発行審査のために、登記事項証明書等法務局発行の書類を取得し、市窓口に持参する必要がある。法務局で書類取得→市証明発行→法務局で登記手続きとなり、申請者に二度手間を強いている。居住実態が確認できれば良いのであれば、住民票を取得して法務局登記の際に提出すれば事足りると思料する。

○住宅用家屋証明交付事務を廃止した場合に、法務局より市町村側に対する照会を無くすような制度設計をお願いしたい。

○当市においても同様に税務課の窓口で対応しており、新税者が持参した書類を審査し、新税所に公印を押印し、証明をしているが、市がしなければならない理由がないため登記所で家屋証明の内容を確認し、登録免許税の軽減を実施すれば良い。

○所得税において住宅ローン控除を受ける際に、認定長期優良住宅又は低炭素建築物であることを証明するための書類の一つとして住宅用家屋証明書が使用されているため、確定申告をする者から再発行を求められることがあり、本来の目的以外の不要な事務負担が生じている。

○市町村窓口の事務負担軽減のためとして、令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については、全く活用されておらず、事務負担の軽減になっていない。

○当市では、令和3年に指定都市市長会共同提案として「市区町村における住宅用家屋証明交付事務の廃止」を求めており、これは証明の審査主体の見直し(登録免許税の軽減等を受けるための要件審査を直接法務局が行うこと)を求めるものであったが、これに対する国からの対応は、提出書類の緩和に留まっていることから、今後更なる事務負担の軽減に向けて、まずは、国において自治体による本事務の廃止(審査主体の変更)を基本方針として、住宅用家屋証明のあり方を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答

【法務省】【国土交通省】

令和3年の提案募集においても、同旨の提案があったところ、当該提案への対応として、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする旨を昨年4月に地方公共団体及び宅地建物取引業の業界団体に通

知し、同年7月から、この運用が開始されたところ。この運用が普及すれば、要件の審査に係る市区町村の事務負担は軽減すると考えられるため、引き続き入居見込み確認書の運用の普及に努めてまいりたい。

なお、租税特別措置法ではなく租税特別措置法施行令に規定があることについて見直しが必要であるとの指摘については、地方自治法第2条第9項において、法定受託事務は「法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの」と規定されているところ、租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、同令第55条において、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とする旨が規定されており、法定受託事務としての根拠規定に問題はないものと認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和3年の提案募集は、市区町村の事務負担の軽減だけではなく、住民に対して過度の負担を課しているといった面からも改善提案を行ったものである。登記手続き時の必要書類と住宅用家屋証明の申請時の必要書類は重複しているものが多く、二重に負担を強いていることから、法務局による受付へ移行すべきであるという考えは令和3年の提案時から変わっていない。

宅地建物取引業者による入居見込み確認書の運用については、宅地建物取引業者にとっては事務軽減にならず、むしろ負担増となるため、現状では利用されることはほとんどなく、結果として市区町村の事務負担の軽減にはつながっていない。

上記の事情を踏まえ、廃止が難しいということであれば、すでに情報連携を行っている登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付できる仕組みとすることで、申請者の来庁負担軽減を図ることができるのでないか。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【西宮市】

「自治体における審査を不要とする旨を令和6年4月に通知し、7月からこの運用が開始された」とのことだが、活用されておらず、また、これが活用されたからといって、あくまで提出書類の緩和に留まり、市町村窓口での証明書の交付事務の煩雑さは何ら変わりはなく、事務負担の軽減にはなっていない。確実に市町村窓口の負担をなくすため、「緩和」ではなく、根本的に証明事務の見直しを検討いただきたい。

【下関市】

当市に於いて、入居見込み確認書による申請は、令和6年7月以降1件のみである。なお、家屋証明の申請は住居異動後のものが圧倒的に多く、未入居が例外なので、入居見込み確認書の導入は根本的な事務負担の軽減にならない(令和6年度家屋証明発行総数:903件、うち未入居申請:8件)。また、入居見込み確認書は自治体における審査が不要と言いつつ、税務当局の調査が行われる可能性があるとして現在の家屋の処分方法等、申立書と同じ添付書類の提出を求め、市区町村で5年保存することとされている(「九次改訂 登録免許税の軽減のための住宅用家屋証明の手引き」より)。申立書を入居見込み確認書にすることに何らメリットは感じない。

そもそも、法定受託事務として自治体に家屋証明の発行を求めており、登記手続きの権限は自治体は有しておらず、最終的な減免手続きを行うのは法務局であり、減免の判断も法務局が行うべき業務である。しかしながら、家屋証明発行の判断に迷う事例を法務局に問い合わせても、「家屋証明の発行は市町が判断するものであり、証明が発行されれば減免を行う」と判断を丸投げされ、対応に困ることがある。登記の際に、住民票あるいは入居見込み確認書を提出すれば、法務局で自己居住用であることは確認できるので、わざわざ自治体に多くの書類を審査させ、家屋証明を発行させる必要はないと考える。現に、相続に係る土地の不動産登記の免税措置については、家屋証明のような自治体の審査書類を求めていない。家屋証明発行事務は、本来法務局が行うべき審査を自治体に肩代わりさせ、一方的に負担を強いるものだが、法務局が審査を行うことができない理由を明示いただきたい。

当市においても人員削減や業務増加により事務負担が大きいため、家屋証明の廃止を強く要望する。

【長崎市】

令和6年から導入された宅地建物取引業者による入居見込み確認事務については本市では事例がなく、事務負担の軽減にはなっていない。

市区町村にとって審査や問い合わせに対する負担が大きく、また、書類審査のみであることから市区町村がしなければならない理由はないと思われる。さらに申請者にとっても法務局にて登記申請と併せてワンストップで行う、もしくは制度を廃止することで申請の負担が減るため、法務局で事務を行うか、制度を廃止するか制度自体の見直しを検討すべき。

【特別区長会】

回答には、昨年7月から開始された運用で市区町村の負担が軽減されるとあるが、ほとんど事例がないのが実

情である。家屋証明書は、司法書士等が申請するケースが多く、宅地建物取引業者が申請することはあまりない。司法書士等にとっては、宅地建物取引業者に入居見込み確認書を求めるより、自らが申立書を作成した方が、時間的にもコストもかからない。このため、おそらく今後もこの運用は普及が進まないのでないか。この提案は、登記所が市区町村に照会する仕組みとする措置を求めていたが、その回答がない。できないならその理由を明確に回答してほしい。

政策的な目的で登録免許税を軽減するなら、登録免許税を課す主体が自ら確認、判断すべきである。それをせず、全国の市区町村が発行する証明書を必要としたのはなぜか。軽減を受けようとする方に2か所での手続きをさせ、全国の市区町村に業務の負担を強いていることを考慮し、制度のあり方から検討してほしい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

「租税特別措置法施行令第41条及び第42条第1項に規定する自己居住要件の確認について、宅地建物取引業者が入居見込み確認書を発行する場合には、自治体における審査を不要とする」措置については、運用開始から約1年経過するが、活用事例が少なく、自治体の支障解決につながっていない。そもそも、形式的な審査であるため市区町村で証明事務を行う必要はないのではないか。

住宅用家屋証明の交付事務において、登記事項証明書等により確認する事項については、そもそも登記所で発行される書類で確認できる審査項目（所在地、建築年月日、床面積、用途のうち専用住宅であるか）であることから、自治体の審査を不要としてよいのではないか。その場合、申請者は、登記事項証明書の添付を不要とすることができますのではないか。

また、登記情報連携システムを活用し、住宅用家屋証明を市区町村から登記所へオンラインで送付できる仕組みとすることで、自治体においては郵送事務の負担軽減、申請者においては郵送費用の負担軽減を図ることができるのではないか。

各府省からの第2次回答

住宅用家屋証明書は、住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るために講じられた税制措置（所有権の保存の登記等をする際に納付する登録免許税の軽減措置）の実施のために、租税特別措置法施行令第41条又は第42条の規定に基づき、対象となる住宅が一定の要件に適合するものであることを確認し、市町村長又は特別区の区長が証明した書類である。

この要件に適合するかどうかの審査においては、登記事項に合致するかどうかといった形式的審査のみではなく、登記制度では審査の対象とはならない居住要件を満たすかどうかといった実質的審査も含まれており、そのような審査を法務局で実施することについては、登記をしなければ不動産の物権変動を第三者に対抗することができない対抗要件主義（民法第177条）のもとで、当事者間では物権変動が生じているのに、上記の要件審査が必要となるために対抗力を迅速に備えることができなくなることから、当該要件に適合するかどうかの審査をも担当することは現実的に困難である。

なお、登記情報連携システムは、国や地方公共団体が登記事項を確認することにより、登記事項証明書の添付省略や公用請求代替の場面で活用したり、地方税法に基づく通知をしたりするために開発されたものであり、現行のシステムでは住宅用家屋証明を授受することはできない。そのため、御提案にあるように住宅用家屋証明を市区町村から登記所へ送付するためには、住宅用家屋証明書の電子化の方策やシステム間連携の在り方の検討、更には登記所と市区町村の両方のシステム改修が必要であり、その費用をどのように確保するか等の様々な課題がある。

他方、御提案にある「申請者の来庁負担軽減」の観点から、登記情報連携システムの活用など、申請者の負担軽減策について検討してまいりたい。

加えて、入居見込み確認書については、第1次回答でも回答したとおり、令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、昨年7月から運用が開始されたところであり、引き続き普及に努めてまいりたい。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(8)】【国土交通省(21)(ii)】

租税特別措置法(昭32法26)

住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る登録免許税の税率の軽減措置(72条の2等)における市区町村長の証明事務(施行令41条及び42条1項。以下この事項において「住宅用家屋証明」という。)については、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図るため、以下のとおりとする。

- ・住宅用家屋証明書のオンラインによる交付が可能であることを明確化し、地方公共団体に令和8年中に通知する。
- ・市区町村が登記情報連携システムを活用することにより、住宅用家屋証明の申請者に求めている登記事項証明書の添付を省略できるようにするため、当該事務の運用について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	317	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

出入国在留管理局における納税状況調査の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

在留資格更新等のための在留外国人に係る納税状況の調査については、情報提供ネットワークシステムにおいて、地方団体の納税情報を副本登録する仕組みを構築し、出入国在留管理局において事務が完結するようにしていただきたい。

それまでの間は、出入国在留管理局において市区町村へ eLTAX 等の機能により電子的に照会することとし、照会内容については、年限を3年間とし、期別の納付状況や納付日についての照会は行わないこととしていただきたい。

具体的な支障事例

【支障事例①】

在留資格更新等のための出入国在留管理局から在留外国人への案内文で、直近5年間分の納税証明書の提出を求めているものが多く、窓口で納税証明の法令上の発行年限は過去3か年度分であることの説明に苦慮している。

【支障事例②】

出入国在留管理局から交付された専用用紙を窓口に持参し、手書き記入を求めてくる場合があり、この場合においても過去5年度分を求められたり、期別ごとの納税額や納期限、納付日など、法令に定めのない事項を独自様式に記入して回答するよう求められるが、例規にない証明書は発行しかねるとして拒否しても理解を得られにくいなど、言語の壁があるなか、市町村の事務負担が増大している。

【支障事例③】

窓口における申請書等の記載が、外国語により行われ、対象者の特定に苦慮するだけでなく、制度に不案内な外国人が多く、必要な証明書や年度、税目などの意思疎通に苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

今後増加が見込まれる在留外国人の在留資格更新等の手続きにおいて、在留外国人が市役所の窓口等へ来庁することなく手続を進めることができ、来庁者と窓口双方の負担軽減につながる。

市区町村では証明事項として保有していない場合もある期別の納付状況や3年を超える年限の納税状況などについて、出入国在留管理局において、真に必要とされる場合は、当局と市区町村窓口が直接やり取りすることで、在留外国人の介在による言語の壁の影響を受けることなく、市区町村の状況に応じて個別に対応が可能と

なる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、銚子市、浜松市、名古屋市、堺市、特別区長会

- 当市においても証明書発行年限が過去3か年度分であり、外国人に対しての説明に苦慮している。
- 当区では、現年含め直近3か年度分の納税証明書の発行が可能であり、発行可能年度についての説明に時間がかかることが多い。また、住民税の領収証書を紛失した在留外国人が、納付日が確認できる書類の作成を求めてくることも多く、週に4件程度対応している状況である。書類作成には1件あたり10~15分程度の時間を要し、職員の事務負担等が増大している。
- 市区町村窓口に来庁する外国人の方は必ずしも日本語で対応可能な方のみではなく、言語の問題があることが多い。言語が不十分なうえ、そもそも日本の税制や必要書類について理解不十分なまま窓口に来庁するケースが多いことから、窓口対応の長時間化やトラブルは避けられない状況となってしまっている。外国人本人の市区町村窓口来庁不要の取り組みについては積極的に検討してほしい。

各府省からの第1次回答

地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。
検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの要否を併せて検討する必要がある。
なお、市区町村に対して、eLTAX等の機能により電子的に照会することについて、現行上当該機能を有していないため、提案内容を実現することは困難と考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、在留審査には納税証明書が用いられているが、地方税法上、納税証明書は、担保権の設定その他の目的で交付されるものであり、多くの手続に共通して必要な情報を記載項目としている。そのため、納税証明書では、在留審査に必要な情報を全て網羅しているわけではなく、多くの地方自治体が窓口対応に苦慮している。特に、様々な読み仮名、通称名が用いられる外国人の特定に苦慮しており、言語の壁があるなか、納税証明書の年度の問題と併せ、窓口でのトラブル発生の要因となっている。
そのため、マイナンバーを用いた確実な識別方法により、納税情報を自動連携する仕組みの構築が必要であり、照会範囲を法令上の3年間分とすることに加え、出入国在留管理庁において必要な情報及び地方自治体から提供すべき情報の見直し、自治体システムや情報提供ネットワークシステムへの負担を考慮した最適な情報の更新頻度の設定などの喫緊の課題について、具体的な対応の早期開始をお願いしたい。
なお、実施に当たっては、税務システム標準化なども考慮に入れて、適切な準備期間を設けるとともに、準備に対する財政措置を講ずるべきである。
また、情報連携が実現するまでの間、申請者に負担を求める体制づくりとして、出入国在留管理庁と地方自治体の間で直接的にやり取りをする方法が必要である。地方自治体の税務当局が常時利用しているeLTAXに公用照会の機能を追加し一元化することで、事務処理ミス、情報漏えい等を防止することが理想であるが、実現が困難な場合は、政府共通ネットワーク・総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した他の電子的な手法も検討いただきたい。
なお、納税情報の連携方法が確立すれば、書面の納税証明書が減少し、市町村の窓口デジタル化の推進に繋がるものと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【特別区長会】

情報連携については、課題等もあることが想定されるため、自治体側の負担にならない手法の検討を進めていただきたい。

また、納税証明書発行や出入国在留管理局から交付された専用用紙については、納税済の領収証書を保管・提出すれば不要なものと考えている。窓口においても納税した領収証書を保管するよう案内しているが、出入国在留管理局においても領収証書を保管し、在留資格更新等の際に提出できるようにする旨を、外国人に対して指導徹底いただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることについては、情報連携項目の精査を行い、実効性のある制度設計となるよう検討を行う。

情報連携が実現するまでの間、電子的な方法を活用した公用照会を含め、地方自治体における窓口対応の負担とならない方策を検討したい。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(18)】【総務省(15)(iii)】【法務省(7)(iv)】

出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

在留資格の変更(20条)及び在留期間の更新(21条)等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納税情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納税情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納税証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	321	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

戸籍情報連携システムにおけるデータ反映等の迅速化等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的な内容

「戸籍情報連携システムに届書データが届いた場合の本籍地の自治体への送信」、「本籍地の自治体から副本データが届いた際の同システムへの反映」を即時実施するよう改善して頂きたい。
即時実施が困難な場合は、「翌営業日までに実施する」など、問い合わせがあった際に明確な回答ができるよう、実施日を基準化し、明示して頂きたい。
反映時期が不明確で基準の策定が難しい場合は、同システムの反映状況を市区町村側が個別の手続きごとに目視で確認できる仕組みを導入して頂きたい。
万が一、何らかの合理的な理由でこれらが全て難しい場合には、市区町村または届出人等が問い合わせを行える専用回線、あるいは、コールセンターを開設して頂きたい。

具体的な支障事例

令和6年3月1日から戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)が施行された。この改正により、従来は市区町村間で郵送によりやり取りしていた戸籍届書や戸籍の副本が、法務省で管理運営する戸籍情報連携システムを介してデータとして送受信される形式となった。
これにより、届出人の本籍地以外の自治体が、「戸籍届出を受理し、本籍地の自治体にシステム経由で送付」し、「本籍地の自治体からシステム経由で受信した副本データをもとに、戸籍証明を発行する」というプロセスで、従前は本籍地の自治体でしか取得できなかった戸籍証明を、届出人にとって最寄りの自治体窓口(本籍地以外の自治体)でも取得可能となった。
しかし、届出人の本籍地以外の自治体が戸籍情報連携システムへ届書を送付、あるいは本籍地の自治体がシステムへ戸籍副本のデータを送信した後、これらのデータがシステムに反映され、受け手側の自治体がデータを取得可能となる時期が明確にされていないことから、支障が生じている。
例えば、届出人から「戸籍証明の取得を急いでいるため、事務処理を急いでほしい」と催促された場合や、最寄りの自治体で戸籍証明を取得(広域交付)できる時期について問い合わせがあった場合に、システムへのデータ反映・受信・活用できるまでの所要日数が不明であるため、双方の自治体ともに具体的な受け渡し日時を示すことができず、納得してもらえないことから、苦情につながっている。これらの所要日数は、実際には3日~2週間後程度など非常にバラつきがあり、市区町村側では全く把握ができないので、説明に大変苦慮している。
実際に、データ送信後に他市区町村へ、システムへのデータ反映有無の確認を行うと、5日前後は要していることが多いが、それ以上かかる場合も少なくない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

戸籍情報連携システムでの処理がブラックボックスとなっていることで生じる様々な支障が解決される。自治体にとって、明確な説明が不可能であることによる無駄な苦情対応が解消され、人員不足の中での業務負担・精神的負担の軽減につながるとともに、届出人にとっても、戸籍証明取得に係る見通しが立てやすくなるなど、利便性向上につながる。

根拠法令等

戸籍法第118条、120条の4、戸籍法施行規則78条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、船橋市、柏市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、和泉市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市

○戸籍情報連携システムによる届出データの本籍地への即時送信及び市町村戸籍システムへの即時反映、若しくは反映となる実施日の明確化により、住民からの問い合わせに対する応答や届出受理証明書の発行可能期日などが明確になり、住民の利便性向上に繋がるため。

○当市においても同様の深刻な事象が発生している。届出情報の送信後の到達時期は恒常に安定せず、お客様への正確な案内が出来ないことからクレームにつながることも多い。特に酷いものでは、昨年4月の届書情報が1年以上経過した現在でも完了しておらず、他にも長期間完了していない届出情報は、判明しているだけでも500件を超える状況である。致命的な問題点としては、「滞留場所の特定が出来ない」「一度送信した情報のキャンセルが不可であり、長期的に滞留した情報が放置され続ける」「送信状況の確認が出来る検索機能も存在せず、確認は1件ごとに個別に行う必要があり、具体的な発生規模の調査が出来ない」「障害が発生していてもシステムでは正常に見える仕様である」「当該システムにおける問合せ窓口がない」。これらは主要な問題点の一部に過ぎず、当該システムを含めた、国が主導するシステムについては、制度ならびにシステム仕様については、上記問題点を解消できる為の抜本的な改善が必要である。

各府省からの第1次回答

戸籍情報連携システムにおいては、届書の受理地及び異動対象の戸籍の本籍地における処理の進行状況について、受理地市区町村及び本籍地市区町村の戸籍情報システムに通知する仕組みとしている。戸籍情報連携システムから通知された進行状況の情報を市区町村において確認する方法は、各市区町村が利用している戸籍情報システムの仕様により異なることから、当該戸籍情報システムの開発事業者に操作方法等を確認いただく必要がある。

長期間完了していない届出については、隨時、戸籍情報連携システムのヘルプデスク（戸籍情報連携システムサポートセンター）から各戸籍情報システム開発事業者への確認依頼を行っているほか、全国の市区町村から閲覧可能となるポータルサイトにおいて情報共有を行っているところであるが、一刻も早い解消を実現するため更なる働きかけを検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

関係府省からの一次回答は、現に発生している支障事例の解決策とはなりえない。受理地市区町村が送信した届書等情報が送付地市区町村へ到達する時期は、到達前に確認する手段がなく、把握することができない。戸籍届出後に届出人から「至急戸籍証明書が必要なので、戸籍記載を急いでほしい」との要請があった場合でも、受理地および送付地の市区町村では届書の到達時期が不明であるため、やむを得ず、システム障害時の運用に準じて紙で届書を送付しており、特に急を要する場合には速達で対応している。さらに、戸籍記載後に広域交付により証明書を取得する場合、副本への反映時期が不明であるため、「本籍地市区町村では取得可能となっているが、広域交付で取得する場合は、さらに数日を要すると思われる」といった回答をせざるをえない。その結果、申請者には市区町村が明確な回答を避け、煮え切らない表現ではぐらかしていると受け取られ、苦情に繋がっている。

このように、市区町村が不毛な苦情対応に追われることのないよう、届書等情報がタイムラグなく関係市区町村へ到達し、決裁後の戸籍が副本に即時反映される体制の構築を強く求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【船橋市】

各府省の回答は、あくまで現状説明に留まっており、結論においても「働きかけを検討してまいりたい」と、「働きかけること」自体も約束されていないように見受けられる。

本提案にかかる措置は、戸籍情報連携システムの導入効果を高く活かせることとなるほか、実際にお客様からの厳しい意見も多数寄せられている状況から、所管する府省においても、解決に向けた具体的な改善目標を挙げていただき、そのための実施計画ならびに解決までの期限、進捗状況等のスケジュールの明示をしていただくことを要望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

各府省からの第2次回答

具体的な支障事例にある市区町村間の届書等情報の反映に要する時間(受理地市区町村において決裁し、本籍地市区町村宛てに送信した情報が同市区町村に到達するまでの時間)について、戸籍情報連携システムにおいて調査を実施したところ、平均で20時間程度であるとの結果を得たところである。

上記平均時間は、戸籍情報連携システムの運用開始当初におけるデータ整備等の問題の解消が徐々に進んでいることに加えて、同システムの機能改善に対する取組の成果によるものであると考えられる。他方で、戸籍情報連携システムの運用開始当初においては、現在よりも多くの時間を要していたと考えられるところ、提案団体から届書等情報の処理状況の確認に苦慮しているとの意見が寄せられていることを踏まえ、戸籍情報連携システムにおける届書等情報の処理手順等の詳細を示すことを検討したい。

なお、届書等情報の処理状況の確認については、戸籍情報システム標準仕様書において任意設計により実装することを可能としており、戸籍情報連携システムでは、戸籍情報システムに対して当該機能に必要となる情報を随時送信している。そのため、まずは、市区町村の戸籍情報システム開発事業者ごとに当該機能の実装状況・内容を把握することが必要となる。

また、データ不備等により届書等情報の送受信処理が滞る場合には、市区町村の戸籍情報システムにおける確認及び対処を実施することにより、速やかな是正が期待できる場合もある。このような点も含め、上記詳細を示すことにより、全体として戸籍情報連携システムを介した届書等情報の連携処理に対する理解を醸成するとともに、的確な状況把握及び滞留発生時の速やかな対処につなげることができるよう検討してまいりたい。

おって、届書等情報の連携をリアルタイムでの処理に変更するためには、大幅な機能の見直し及び性能面での増強が必要となる。そのため、支障の原因がリアルタイム処理でないことなのかを改めて確認すべきであるところ、それでもなお処理の変更が必要と判断された場合には、現行の方式を大きく変更する影響のほか、処理時間の短縮による費用対効果を検証した上で、その費用を担う主体について調整を行うことが必要となる。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省】

(3)戸籍法(昭22法224)

(i)届書等(120条の4第1項)に係る事務については、届書等を受理した市区町村及び本籍地の市区町村による届出等に係る情報の戸籍情報連携システムへの送信状況及び同システムから市区町村の戸籍情報システムへの通知状況の確認が円滑に行えるよう、市区町村の戸籍情報システムの機能を踏まえつつ、戸籍情報連携システムにおける処理プロセスを含むマニュアル等を作成し、令和7年度中に市区町村に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	322	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。

- ①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。
②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようにするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。

また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。

具体的な支障事例

令和5年6月、戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号)が成立し、令和7年5月26日施行予定である。この改正により、市区町村の戸籍窓口に出生届が提出された際、出生子の氏名漢字の振り仮名が「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められるもの」であるかどうか、市区町村で審査することが求められている。審査としては、届出人から疎明資料を提出する等により当該振り仮名と漢字氏名の関係性を立証させることができると想定されているが、提出物によっても振り仮名が適正かどうか判然としない場合、管轄法務局へ受理照会することとされている。

従前から氏名で用いることができる漢字には規定があったが、読み方には規定は存在しなかったため、氏名漢字と関連性のない読み方や、いわゆるキラキラネームと称される名付け方をされた出生届であっても支障なく受理することができた。

しかし、法改正後は氏名の振り仮名の審査でかなりの時間を要することが予想される上、届出人が提出した資料によっても当該振り仮名を認められるか疑義が発生し、管轄法務局へ受理照会するケースが増大すると懸念している。出生届について法務局へ受理照会した場合、法務局から回答が来るまでの間は出生子の住民票記載をすることができず、住民票を作成できなければ、児童福祉等の基礎的な行政サービスを十分に享受できない恐れがある。特に児童手当は、出生の日の翌日から15日以内に認定請求または額改定請求(以下「認定請求等」とする)をしなければならず、仮に請求が遅れた場合は、遅延分の手当が受給できなくなる。

現行の児童手当の制度では、仮に住民票が未作成であったとしても、認定請求等が認められる余地があるのかもしれないが、この取扱いが全国の市区町村で共有されているか不透明である。出生届は里帰り出産により住

所地以外の市区町村へ提出されることも少なくなく、受理照会に先行して住所地での認定請求等の手続きをするよう届出人を誘導する必要があれば、この取扱いについて戸籍担当も含めた周知が求められる。現行法では、出生届の受理照会案件はほとんどないが、法改正後は急増することが予想される。児童手当は請求が遺漏した場合に遡及しての受給ができないため、受理照会中にどのように対応すべきか不透明な部分が多く、周知不足が原因で請求案内の遺漏や誤案内が発生することが懸念される。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

児童手当等の基礎的な行政サービスについて、案内の行き違いや受給遺漏を抑止することができる。また、児童手当等について、遡及しての受給が可能となれば、制度の建付け上の問題で手当受給ができなくなる人を救済することができる。

根拠法令等

戸籍法第3条、児童手当法第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、燕市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市

—

各府省からの第1次回答

出生届の審査において、名の振り仮名のみに疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができるとしていることから、御懸念のような事態は生じないと考えている。
なお、児童手当制度における上記取り扱いについては、通知により周知を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

振り仮名未定で受理した場合であっても、住民登録システムにおいて振り仮名未定のまま住民票作成が可能か、児童手当等の認定が可能かといった取扱いは不明瞭である。仮に、振り仮名未定として受理した場合に、児童手当をはじめとするその他の制度については手続きを進めることができるのであれば、その旨を明確化し、自治体へ周知すべきと考える。
振り仮名未定で出生届を受理した場合の住民票の取扱い及び受理照会中又は振り仮名未定で受理した場合における児童手当の取扱いについては、関係省庁からの通知・通達の送付が不可欠である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

法務省から市区町村戸籍担当部署に対し、出生届の審査において、名の振り仮名のみに疑義がある場合は、振り仮名未定として受理することができる旨の周知を行うことは差し支えない。

現行制度において記載事項に空欄のある出生届を受理した場合には住民票の該当事項を空欄として作成することは可能である旨を通知する。

児童手当についても、振り仮名未定として受理することができる旨を通知する。

令和7年 の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【こども家庭庁(9)】【総務省(4)】【法務省(5)】

戸籍法(昭22法224)、住民基本台帳法(昭42法81)及び児童手当法(昭46法73)

出生届(戸籍法49条)の審査において名の振り仮名(同法13条1項2号)が一般の読み方(同条2項)として認められるものであるか疑義が生じた場合については、当該出生届について名の振り仮名を空欄として受理した上で、住民票について名の振り仮名(住民基本台帳法7条1の2号)を空欄として作成が可能であること、また、名の振り仮名が空欄であっても児童手当の認定の請求(児童手当法7条1項)を受理することができるることを明確化し、それぞれ市区町村の戸籍、住民基本台帳及び児童手当の各担当部署に令和7年度中に通知する。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	332	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

遺留財産の管理など身寄りのない遺体に係る事務マニュアルの作成

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

遺留財産の管理等について国による統一的なマニュアルの作成又は「身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」の充実を求める。

具体的な支障事例

【現状】

高齢化の進展等に伴い、引き取り手のない遺体として通報される件数及び市による葬儀執行件数が年々増加傾向している。

(参考:当市における墓地、埋葬等に関する法律に基づく葬儀執行件数)

平成27年度:84件 令和5年度:306件

【支障】

案件の増加とともに、案件の複雑性も増しており、例えば、居住していた賃貸物件の鍵や保有していた車両など、複雑な権利関係や財産価値があるものについて、個別の案件ごとに各自治体での判断を求められている状況にあるため、対応に時間を要している。

【求める措置】

遺留財産の管理について、マニュアルや手引等で統一的な見解を示していただくことで自治体の事務負担軽減につながると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

取り扱いが明確になることで、自治体ごとの差異が生じることを防ぎ、財産管理の基準に基づく事務処理が行われるようになる。これにより、自治体の事務処理の効率化と、権利者との折衝の基準が明確になり、処理が迅速化される。

根拠法令等

行旅病人及行旅死亡人取扱法

墓地、埋葬等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、浜松市、名古屋市、堺市、寝屋川市、兵庫県、安来市、香川県、高知県

○当区においても、遺留物の中に住宅の鍵や不動産、車両が含まれる場合があり、それらの財産管理や処分について、管理会社、管理組合及び近隣住民等から対応を求められることが多々あるが、その都度自治体での判断を迫られるため対応に苦慮している。こうした場合の対応も含め、国からの統一的なマニュアルは必要と考える。

○市町村から、死亡人名義の口座から預金を引き出す事務について、金融機関の協力が得られなかつたり、事務が繁雑である旨の相談を受けるケースが増加傾向にある。

○財産を処分したくても、法的根拠がなく、通知等も存在しないことから、車両の鍵の引き渡しを行ってもよいか判断に苦慮した。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

各府省からの第1次回答

遺留財産の取扱いについては、各自治体の実情や個別のケースに応じて対応していただいているが、相続人との権利関係等の問題もあることから、統一的な基準、見解を国として示すことは困難な現状ではあるが、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地、埋葬等に関する法律に基づき埋葬又は火葬を行った場合や生活保護法に基づき葬祭扶助費を支給した場合にその費用に充当する観点から、遺留財産の取扱いについて、手引の記載を充実することができないか検討する予定。(例:金融機関との調整に資する様式例の追加等)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

自治体において行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律に基づき埋葬や火葬を行う件数は急激に増加すると共に、案件の複雑性も増しており、個々のケースの対応に多くの時間を要している状況である。

例えば、当市においては、遺留金品の引継ぎの際に遺留現金や通帳以外に居住していたアパート等の鍵や自動車の鍵を預かることがある。特にアパート等の鍵を預かることで、大家等から鍵を貸してほしいと言われることがあり、対応に苦慮している。

今後、ますます対応件数が増加することが見込まれる中で、亡くなられた方の遺留財産を適切に管理するとともに、自治体の事務負担を軽減するためには、国による一定の指針や見解を示していただく必要があると考える。本事務が自治事務であることを鑑みると、統一的な基準や見解を示すことは難しいとは思うが、自治体の実情を調査するなどした上で、手引の充実等必要な措置を講じていただきたい。

なお、「手引の記載を充実することができないか検討する予定。」とのことであるが、どのようなスケジュールで検討を進める予定か具体的にお示しいただきたい。

併せて、遺留金の取り扱いについて、死亡前月の給与支給や年金支給、家賃の支払い等で、死亡日以降の日付で口座残高が増減するケースがあるが、どの時点の残高を遺留金として取り扱うのかお示しいただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

本手引は、生活保護法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務の中で、葬祭費用等の費用に充当するための遺留金・物品等の取扱いに資することを目的とするものであり、亡くなられた方の遺留品の取扱いについて一般的に定めたものではないことにご留意いただきたい。

手引については、令和7年7月23日に改訂版を公開しており、併せて払戻様式例についてもお示ししているところ。まずは改訂版手引の活用状況を把握するとともに、今年度実施中の調査研究事業における自治体に対する

るヒアリングを通じて、引き続き実態の把握に努める。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(2)】【厚生労働省(1)(ii)】

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144)

市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令3厚生労働省、法務省)の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	337	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう関係法令の規定を整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるよう国又は公的な機関がトラストサービスのプラットフォームを用意すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は、請求者本人に係る最新の基本4情報(氏名、性別、生年月日、住所)のほか、続柄、戸籍、世帯員の異動、住所の履歴等の情報を公に証明する証明書であり、戸籍法を根拠とする証明書は、家族関係や身分関係、本籍地が日本にあることを公に証明する証明書である。どちらも契約手続や相続手続、所有財産の名義変更手続等において官民間わざく利用されている。利用に当たり、請求者は地方公共団体から交付を受けた証明書を契約等の相手方へ提供し、提供を受けた者は証明書を検証し、保管している。

【支障事例】

住民基本台帳法を根拠とする証明書は同法において書類として規定されていること等から紙での交付に限定されており、交付以降、提供のための持参や郵送、偽造されていないことの確認による真正の検証の負担が生じている。また、証明書の保管、廃棄を適正に行うことによる負担も生じている。戸籍法を根拠とする証明書は、法令による規制はないため、行政機関の窓口やオンライン上での行政手続において戸籍電子証明書や除籍電子証明書を利用する場合以外についても、自治体において技術的な環境を整えればオンラインによる交付が実現可能であるが、環境整備に要する費用が高額であることや具体的なオンライン交付の運用方法が示されていないため、自治体におけるオンライン交付はされていない状況である。国から具体的な運用方法が示されないまま、各自治体が独自の方法で電子署名等によるオンライン交付を行った場合は、検証方法も自治体ごとに異なる可能性が生じてしまい、請求者や提供を受ける者にとっては不便なものとなってしまう。また、提供、検証、保管をデジタルで完結する仕組みが十分に検討されていないため、オンライン交付が行われた場合でもどこかの段階で紙へ印刷されてしまうことが想定され、偽造の事例も踏まえると、デジタル化のメリットが十分に享受されない。

【支障の解決策】

W3C(World Wide Web Consortium)の規格であるVC(Verifiable Credentials)の採用とマイナンバーカードでの本人確認を組み合わせることで安全性の確保は可能と思われるため、電子交付の実現とあわせ必要な法令の改正を行っていただきたい。

住民が安心して利用するためにはトラストサービスを信頼できるプラットフォーマーが提供することが重要であるため、国や独立行政法人等の公的な機関がその役割を果たすことを検討いただきたい。

市民目線に立つと、戸籍法を根拠とする証明書、住民基本台帳法を根拠とする証明書の両方が同一のシステムで提供されることが便益の上で望ましいため、検討に当たって配意いただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民が場所や時間を選ばず、必要な情報が容易に取得でき、相手方へ提供できることのほか、提出の相手方においても検証が容易になり、保管の手間が省けることで、社会全体で生産性が向上する。

地方公共団体においては、紙の証明書の発行負担（令和5年は住民票の写しが4,200万枚、戸籍謄本及び戸籍抄本が3,200万枚）が軽減されることで簡素で効率的な執行体制の構築が可能となり、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。2050年カーボンニュートラルの実現にも寄与。

トラストサービスに汎用性を持たせ、住民票の写し等以外の証明書へ横展開することが可能であり、更なる社会活動の効率化が期待できる。

根拠法令等

住民基本台帳法第12条、第12条の2、第15条の4、第20条、第21条の3

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律等（委任された政省令を含む。）

【注】令和6年総務省整理番号51から引用

戸籍法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、燕市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、佐世保市、特別区長会

○証明書のオンライン交付は将来的に自治体が求められることとなるため実現は不可避と思慮される。

各府省からの第1次回答

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされており、電子交付であっても同様であることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。また、戸籍証明書のオンライン申請については、既に400近い市区町村において導入されているところ、そのほとんどが民間事業者のサービスを利用して実現されていることから、国がプラットフォームを準備することは民業圧迫になるため、この点からも消極に考える。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）において、「他の公的機関が発行する証明書のオンライン交付の状況を踏まえつつ、セキュリティ等の技術的な課題や費用対効果等を整理しながら検討し、令和7年内に結論を得る」とされたことを踏まえ、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において検討を行っているところであり、当該ワーキンググループの検討を踏まえ、令和7年内に結論を得る。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の内容は2点に大別される。1点目は請求、交付、提供、検証、保管の各プロセスにおいて方法、技術的基準、これらの適正を担保する仕組み、既存法令との整合などを規定として整備することであり、2点目は一連のプロセスに深く関わるプラットフォームにおいて、国等がトラストアンカーとしての役割を果たすことである。

1点目については、既存のサービスをことさらに排する理由はなく、むしろ様々な利活用の可能性が生まれるようプロセス間を既存のサービスで連携させることを基本に検討すべきであり、この方向性は民業圧迫に通じるものではないと考える。

2点目については、戸籍の事務は国が本来果たすべき役割に係るものであること、戸籍、住基とも証明書の交

付事務は法令を根拠に持つ全国共通のものであること、特に高度な信頼性が求められる公証であることを踏まえ、国等がトラストアンカーの役割を担うべきと考える。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、市区町村における能率的な行政の確保を図るうえではプロセスの一部である交付についても全体の制度設計のなかであわせて検討することが肝要であり、消極の理由とはならない。また、市民目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しいことを踏まえ、両方の証明書について合わせて検討いただきたい。

本件は証明書の利活用の全プロセス(請求から提供先での保管まで)をデジタル化する新スキームの実現に向けた提案であり、請求、交付、システムを個別に捉える前に、将来の地方公共団体の在り方や、デジタル社会を形成するプラクティスとして俯瞰的に検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【青森市】

国として、関係府省の垣根を超えて、法令整備はもちろんのこと、プラットフォーム整備を含めた一元化した環境整備をしていただくことが望ましいと考えている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

住民票の写しの電子的申請・交付・保管について、提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。戸籍証明書等の電子的申請・交付・保管について、提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

戸籍証明書の電子的な交付について、規制改革実施計画(R6.6)において「戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。」と記述されているところ、市町村に委ねるのではなく国においてデジタル基盤を整備する必要があるのではないか。例えば、デジタル庁によるVCの活用に係る有識者会議において検討する等の取組を行うべきではないか。

各証明書について、デジタル庁と連携いただき統一的なシステム構築の余地はないか。

住民票の写しについてはデジタル庁の有識者会議にて検討されるとのことだが、今後のスケジュールを示していただきたい。

各府省からの第2次回答

既に回答したとおり、戸籍証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。戸籍証明書のオンライン交付が制度上許容されている旨を改めて周知することは差し支えない。

住民票の写し等のオンライン交付を可能とすることについては、「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において、「紙媒体で交付されている住民票の写しを、そのままPDF化して電子交付することは、個人情報保護に関するリスクが大きいと考えられる。一方で、今後、マイナンバーカードのスマートフォン搭載で利用される「mDoc」やワクチン接種証明書で使われたVC(Verifiable Credential)等の技術やその利用が進展することが見込まれる。このような状況を踏まえ、本人の情報を相手方に電子的に送信する最新技術に関して、住民票の写しの情報についても活用可能か、デジタル庁における議論も踏まえ、引き続き検討を行うことが必要である。その際には、前述した、なりすましや不要な情報が相手方に渡るリスクを最小化できるかといった観点のほか、費用対効果や官民におけるユースケースに合致するかという点を踏まえて、現場の実態に即した検討を行うべきである。」と結論を得たところ。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(25)(i)】【総務省(24)(vi)】

住民基本台帳法(昭 42 法 81)

住民票の写し等の交付(12 条から 12 条の4)のオンライン化については、なりすましの防止等に係るセキュリティの観点や、費用対効果等の観点を踏まえて検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	339	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭(その財産の売却益)について、統治権を分有している市町村に帰属する制度を求めたい。

具体的な支障事例

当市では、空き家・空き地の所有者の所在が分からない場合や相続人が全員放棄して所有者がいなくなった場合に、地方裁判所に対し、所有者不明土地建物管理命令(以下、「管理命令」という)の請求を積極的に行っていている。
所有者不明土地建物管理人(以下、「管理人」という)が、当事者に代わって財産の管理や処分を行うが、その財産の管理、処分その他の事由により金銭(その財産の売却益)が生じたとき、管理に要する費用、管理人の報酬を除き、供託所に供託することとなっている。
この供託された金銭は、供託物払渡請求権(取戻請求権及び還付請求権)の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、国庫に帰属されることになる。
管理命令の請求に際し、申立人である当市は、裁判所に管理人の管理に要する費用、管理人の報酬に充てられる費用を予納金として納めなければならない。
予納金については、一旦、裁判所に納めた後、対象となる土地建物が売却された場合は、売却益を解体などの管理行為により生じた費用に充てることができるため、その全部又は一部が返還される。
管理命令の請求対象が、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家であり、価値が乏しく、売却益が出る事件はまれであるため、予納金が返還されることなく、当市の負担となっていることが大半である。一方、売却益が生じた事件については、供託を経て国庫に帰属することになり、当市へ還元されることはない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

一

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

本制度は、市町村長には特例(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)で管理命令の請求権限が与えられているが、本来、利害関係人(債権者や購入希望者、損害を被った被害者(損害賠償請求権を有するもの))であれば管理命令は請求できることとなっている。
しかしながら、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家について、利害関係者が

申立てる事件はほとんど見受けられず、市町村長が申立てを行う方法しかその空き家は解決されないのが現状である。

また、接道状況が悪いなど売却益が出ない事件は、道路幅が狭く隣接者とも近接しているため、そのまま放置すれば周辺住民へ悪影響を及ぼす可能性が高く積極的に進めなければならないが、地方自治体の財政上の観点からは予納金が返還される事件を優先する必要がある。

売却益を有効に使うことができれば、市町村長による申し立ての財源の負担が軽減され、空き家問題解決に寄与する効果があると考える。また、売却益を、管理命令申立ての財源だけでなく、そもそも空き家空き地対策費用全般に使うことができれば、迷惑空き家の減少に寄与する施策も進めることができ、市町村の活性化につながる。

根拠法令等

民法の時効制度の帰結であるため、直接規定した条文はない。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会

○当市としても、財産管理制度を活用した空き家の解消に取り組んでいるが、制度を活用する空き家の残余財産は少ないと考えており財源負担の軽減には繋がらない。

○当市では、空き家所有者の相続人が全員放棄している場合、家庭裁判所に対し、相続財産清算人（以下、「清算人」という）の選任申立てを行っている。清算人は相続財産の清算（財産の処分及び債務の弁済等）を行う。清算後の残余財産については、予納金の返還に充てられた後、国庫へ帰属される。提案団体と同様、売却益を地方自治体における空き家対策の財源に充てることができれば、空き家問題の解決に向けた施策の推進につながると考える。

○当市においても空き家対策の手法の一つとして所有者不明土地建物制度を利用したことがあったが、残余財産が出ても予納金以上の返金がないため、取組件数を重ねれば重ねるほど財政負担が大きくなり積極的に進めることができない。空き家対策、所有者不明土地建物問題を解決するのであれば、申し立てた自治体または統治権の分有する自治体への帰属制度を創設していただきたい。

○将来的に空き家対策の推進が図られる。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者不明状態となっている土地・建物の適切な管理の実現を図ることにあり、その売却益を申立人に帰属させることをそもそも意図した制度ではない。

このため、提案のような市町村長が所有者不明土地・建物管理制度の請求をする場合に限って、売却益が地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者不明土地・建物管理制度は、所有者不明土地・建物の円滑かつ適切な管理を実現し、適正な利用を図るために設けられた制度であるが、この適切な管理の実現には、第三者に売却することが最も適切であると認められる場合も想定されている。

また、管理命令の請求権は、利害関係人に加えて特例で市町村長にも付与されている。これは市町村長を公益の代表者として位置付けたことによるものである。前者は当該土地から被害を受ける隣接者等、自己の権利利益の観点から申立てを行うのに対して、後者は防災上の必要性等、広く地域のまちづくりの観点から申立てを行っており、市町村長に請求権が付与された趣旨は、利害関係人とは異なる。

現に地域の良好な生活環境の維持のために、周辺に悪影響を与える土地・建物について、市町村長は予納金を回収できない場合でも公費を投入して申立てを行うか、申立て自体ができずに放置せざるを得ない市町村が多い状況である。なお、回収できない予納金等に対する財源措置があるが、補助率は1/2であり、建物解体費用を要する案件については、市町村の負担が大きい。

以上から、供託後の売却益を市町村に帰属させる制度を設けたとしても、既に売却によって土地建物の適切な管理が実現しているため、本制度の趣旨に反するものではなく、むしろ市町村長による本制度の活用が進み、所

有者不明土地建物の適切な管理・利用という本制度の目的が果たされると思料する。また、市町村長の公益の代表者としての性格を踏まえれば、その他申立人との公平性を害さないと考える。なお、仮に公平性等に疑義が生じうるのであれば、帰属した売却益の使途を限定することに異論はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【田辺市】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は充分理解しており、空家対策を進める上での地方分権提案である。第1次回答は単に制度の法解釈を述べているだけであり、提案趣旨に沿った空家特措法第29条の観点からの回答を期待する。

【高松市】

相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

【特別区長会】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、回答の通りである。

一方、このまま売却益を申立人に帰属させないとすると、申し立てれば立てるほど市町村の人事費がかさむことになる。また、一部補助金で補填されているとはいえ、印紙代等は返還されず、市町村の持ち出しがなっている。具体的な解消策としては「所有者不明土地解消の促進を理由に、整合性、公平性について整理し制度改革を目指す」「国庫に帰属するため、国が申し立てる」のいずれかが考えられる。

所有者不明土地は増加の一途をたどると予想され、現行の制度では問題を解消できないことについて、「では、どうすべきか」を考えていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

一

各府省からの第2次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者の所在等が不明な土地・建物について適切な管理を実現することにあり、当該土地・建物の売却代金の所有権は飽くまで当該土地・建物の所有者に帰属しているから、これを地方公共団体に帰属させる旨定めることは、土地・建物の所有者の財産権（憲法第29条）を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であると考える。

土地・建物が売却された場合には、管理人による管理を継続する必要が実際上なくなることがあるため、管理人の職務の合理化の観点から、売却代金を供託所に供託することで、管理を終了することを可能としているが、かかる供託も飽くまで土地・建物の所有者のためにされるものであり、その供託金還付請求権は土地・建物の所有者に帰属しているため、この供託金還付請求権を地方公共団体に帰属させることも、同様に、土地・建物の所有者の財産権（憲法第29条）を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であると考える。

また、供託金還付請求権が時効により消滅した場合には、供託金を還付する必要がなくなり国庫の収入となるが、これは供託所が国の機関であるが故に結果的にそうなるにすぎないものであり、制度として売却代金を国庫に帰属させているわけではない。

したがって、この供託金を地方公共団体に帰属させる旨定めることも困難である。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	355	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

相続財産清算人制度の活用促進に向けた整備を行うこと

提案団体

薩摩川内市、指宿市、南さつま市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

自治体が相続財産清算人の申立てを行う際の予納金の負担を軽減する方策を行うこと(予納金の猶予や免除等)

具体的な支障事例

現在、身寄りがない方の遺留金(通帳、現金等)を15件を市会計課金庫で保管している。処分方法として挙げられる「相続財産清算人・相続財産管理人」の申立てを行う場合、予納金が50万円から100万円程度必要となる。土地建物がある場合は追加の予納金が必要となる。申立て時に本人財産(現金・通帳)から引き出すことはできないため自治体が予納金を負担しなければならない。処分費用が本人財産を上回った場合、その予納金が負担した自治体へ戻されない可能性もあり、身寄りがない方の遺留金品の処分が進まない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

身寄りがない方の遺留金の処分が進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

身寄りがない方の遺留金品の処分が進む可能性が拡がる。

根拠法令等

身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き(改訂版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、花巻市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会

○当区においても、引き取り手がない場合には身寄りのない方の通帳等を保管しているが、相続財産清算人の申立てに発生する予納金の負担が大きいことから、実態として申立てを行うまでに至っていない。予納金負担が軽減されるのであれば、円滑に遺留金の処分を進めることができると考える。

○当市においても、所有者不明(相続人不存在)の固定資産が発生しており、売却見込が立たない場合、予納

金の返金が見込めず、相続財産清算人制度の活用に支障を来している事例はある。

○葬儀費用以上の遺留金があった場合、金額によって処分にかかる手続きが変わってくるが、金額によらず相続財産清算人に申し立てができるれば、事務手続きが分かりやすくなる。

○遺留金品との費用対効果により、手続きが難航する可能性はあると思料される。

○遺留金により葬祭費を賄えたものの、通常の調査の範囲内では債権者が特定できず、自治体が遺留金を管理している事例がある。「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き」については、葬祭扶助の実施が対象となっており、対象外の場合には対応が困難。遺留金で葬祭費を賄えるケースが珍しくないこと、今後も同様のケースが発生することが予想できることから、葬祭扶助対象外についても対応方法の統一的見解の発出をお願いしたい。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

各府省からの第1次回答

相続財産清算人選任の申立ての際の予納金は、相続財産清算人の報酬を始めとする管理費用を確保するために、民事訴訟費用等に関する法律第11条及び第12条を根拠として、家庭裁判所が申立人に予納させなければならないものであり、その猶予又は免除を認めるか否かも家庭裁判所の判断事項である。予納がない場合には、相続財産清算人の候補者が確保できないためにその選任ができず、あるいは選任ができたとしても相続財産を管理するための費用が不足するなどして適切な管理・清算ができなくなるおそれがあることなどから、一般論としては、家庭裁判所において、予納金の納付を猶予し又は免除する判断をすることは困難であると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

相続財産清算人選任の申立ての際に必要となる予納金の額は裁判所によって異なるが、50万円から100万円程度必要となり、土地・建物がある場合、予納金はさらに高額となる。自治体においては、予納金の負担が大きいことを理由に相続財産清算人制度の活用が進まず、遺留金品を保管し続けざるを得ない非常に深刻な状況が生じていることをまずご理解いただきたい。あわせて、今後このような事務は更に増加する見込みであり、自治体は人材不足により事務がひっ迫している状況の中で、早期の検討が必要である。

自治体が申立てを行う場合、予納金は自治体が負担することになり、手続費用としての予納金は最終的には処分財産（遺留金品）から返納されるが、残余は国庫に収用される。また、処分財産（遺留金品）が少額である方の相続財産清算人選任の申立てを行った場合は、自治体が負担した予納金が返納されないため、遺留金品の処分が進まない状況がある。

遺留金品の処分にかかる自治体の相続財産清算人の申立てについては、①公的な機関が亡くなられた方の財産を適切に管理するために行っていること、②残余の財産は国庫に帰属される（国庫に帰属する財産の清算のために自治体が多大な事務を行っている）ことを鑑みると、申立てを行う自治体の金銭的負担や事務負担の軽減は国が主導して図るべきである。

については、当該ケースにおいて、予納金の猶予や免除を家庭裁判所で判断できるような制度や国の補助制度の創設等、早急に検討されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

昨年度から引き続き、調査研究事業においてヒアリングを行い、身寄りのない方が亡くなられた場合の取扱について自治体の実情の把握に努めているところである。調査研究事業等を進める中で、相続財産清算制度を活用している好事例が見つかった際は、その好事例についても掲載を行う。なお、現行の手引においても、遺留金が少額の場合、弁済供託制度の利用も可能であり、遺留物品については、供託に適しないときや供託が困難な場合には自助売却をご検討いただくようお示ししているところである。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(2)】【厚生労働省(1)(ii)】

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144)

市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令3厚生労働省、法務省)の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	356	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

引取り手の無い遺留金品の保管・処分の円滑化

提案団体

薩摩川内市、指宿市、南さつま市

制度の所管・関係府省

法務省、厚生労働省

求める措置の具体的な内容

独自にマニュアル等を作成し、遺留物品を処分している自治体の情報を共有すること(現行の手引に掲載されている事例紹介の拡大)

具体的な支障事例

処分する際のマニュアルがなく、事務手続きに苦慮している。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

身寄りがない方の遺留金の処分が進まない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

身寄りがない方の遺留金品の処分が進む可能性が拡がる。

根拠法令等

身寄りがない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引き(改訂版)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮古市、花巻市、上尾市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、宍粟市、特別区長会

- 当区においても、引き取り手がない場合には通帳や鍵等を保管しているが、その保管期限や処分方法については自治体に委ねられているため、保管方法等に苦慮しており、処分が進まない。国からの統一的なマニュアルは必要と考える。
- 円滑に事務を進めいくため、遺留財産にかかる全国的な統一マニュアルの作成が必要。
- 法的根拠やマニュアルがなく、検討に時間を要すうえ、引き渡しができないため、賃貸物件の所有者からの問い合わせにも対応する必要があり、説明にも苦慮している。
- 債権者が特定できず、自治体が遺留金を管理している事例がある。今後も同様のケースが発生すると考えられるため、対応方法の統一的見解の発出をお願いしたい。
- 処分する際のマニュアルがなく、事務手続きに苦慮している。

○当市においても、身寄りのない方の火葬件数や問合せが増加しているため、国によるガイドラインの整備、マニュアルの充実及び事務手続きの簡素化が必要。

各府省からの第1次回答

遺留財産の取扱いについては、各自治体の実情や個別のケースに応じて対応していただいているが、相続人との権利関係等の問題もあることから、統一的な基準・見解を国として示すことは困難な現状ではあるが、行旅病人及行旅死亡人取扱法又は墓地・埋葬等に関する法律に基づき埋葬又は火葬を行った場合や生活保護法に基づき葬祭扶助費を支給した場合にその費用に充当する観点から、遺留財産の取扱いについて、手引の記載を充実することができないか検討する予定。(例:金融機関との調整に資する様式例の追加等)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各自治体の実情や個別のケースに応じてのこと、また相続人との権利関係等の問題から統一的な基準・見解を国として示すことは困難なことは理解できた。

しかし、相続財産清算人選任の申立てには相続人調査が必要であり、自治体が相続人調査をする根拠法令を明示していただきたい。「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金品の取り扱い手引き(令和5年7月改訂版)」の8頁には、自治体が相続人調査を行う根拠法令として、生活保護法第18条第2項及び墓埋法第9条が挙げられているが、これらは葬祭を行う際の執行者の特定を行うための根拠法令である。当市においては、亡くなられた方が老人の場合、老人福祉法第5条の4第2項第2号を法的根拠とし、戸籍調査を行っているが、老人以外が亡くなられた場合の戸籍調査を行う法的根拠が無いと考えている。については、葬祭後に、残余の遺留金品の法定相続人や代襲相続人の有無を確認するために必要となる戸籍調査の法的根拠をお示しいただいたい。

また、手引の記載を充実するということであるが、記載内容及び手引の改定スケジュールを明示していただきたい。なお、手引の記載を充実する際には、自治体における支障や苦慮している事例等を十分に把握いただいた上で、自治体の事務負担軽減に資するものとなるよう留意いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

(行旅法及び墓地埋葬法における相続人調査の根拠)

行旅法第14条(墓地埋葬法第9条第2項において行旅法を準用する場合を含む。)は、「市町村ハ行旅死亡人取扱費用ノ弁償ヲ得タルトキハ相続人ニ其ノ保管スル遺留物件ヲ引渡スヘシ相続人ナキトキハ正当ナル請求者ト認ムル者ニ之ヲ引渡スコトヲ得」と規定しているところ、遺留金品を相続人に引き渡すためには相続人調査をする必要があることから、戸籍法第10条の2第2項による戸籍証明書等の公用請求が認められると考えられ、相続人調査の結果、相続人が不明の場合には、相続財産清算人の選任の請求が可能となる。

(生活保護法における相続人調査の根拠)

生活保護法施行規則第22条第2項は、「遺留の金品を保護費に充当して、なお残余を生じたときは、保護の実施機関は、これを保管し、速やかに、相続財産の清算人の選任を家庭裁判所に請求し、選任された相続財産の清算人にこれを引き渡さなければならない」と規定しているところ、相続財産清算人の選任を請求するためには相続人調査をする必要があることから、戸籍法第10条の2第2項による戸籍証明書等の公用請求が認められると考えられる。なお、生活保護受給者について保護の実施に当たり既に戸籍調査を行っている場合は、それを用いることも可能と考えられる。

また、手引については、令和7年7月23日に改訂版を公開しており、併せて払戻様式例についてもお示しているところ。まずは改訂版手引の活用状況を把握するとともに、今年度実施中の調査研究事業における自治体に対するヒアリングを通じて、引き続き実態の把握に努める。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【法務省(2)】【厚生労働省(1)(ii)】

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明32法93)、墓地、埋葬等に関する法律(昭23法48)及び生活保護法(昭25法144)

市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)が保管する遺留金銭等の取扱いについては、市町村の円滑な事務の実施に資するよう、令和7年度に実施する調査研究事業の結果等を踏まえ、「身寄りのない方が亡くなられた場合の遺留金等の取扱いの手引」(令3厚生労働省、法務省)の改訂を含め検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	371	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

不動産登記手続の簡略化

提案団体

さつま町、薩摩川内市

制度の所管・関係府省

法務省、国土交通省

求める措置の具体的な内容

空き家バンクを通じた売却物件について、不動産所有者が亡くなっている場合、正当な相続人(以下、「現所有者」という。)がいる場合には現所有者に登記を修正できるよう不動産登記手続きを簡略化すること。

具体的な支障事例

空き家バンク登録の際には、現所有者は登記手続きが完了していることを必要とする(不動産登記法第76条の2)が、不動産登記の所有者が数世代前の者で、相続手続きが進まず登録に至らなかつた事例がある。また、相続人が不明であることや、認知症であることから相続手続きが行われず、空き家が老朽化していき、近隣への迷惑となっている。なお、認知症の方は、成年後見制度を活用できるが、手続きが煩雑で、利用に至らず、亡くなるのを待っている状態にある。

そのため、自治体が運営する空き家バンクを通じて売却する場合に限り、現所有者に登記を修正できるよう登記の簡略化を進めることにより空き家の購入及び利活用が図られるものと考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

- ①空き家情報バンク登録の際に、不動産登記の相続手続きが進まず、土地や家屋の譲渡ができない。
- ②相続手続きをしたいが、相続人が相当数いるため、司法書士に依頼するにしても、費用がかさみ、手続きを断念。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①空家の譲渡が進み、利活用が図られ、地域環境が改善される。
- ②管理不全空家の未然防止

根拠法令等

不動産登記法第76条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、燕市、島田市

○物件について、所有者が空き家バンクに登録したくても、相続が進まず未登記であり、空き家バンクへの登録が出来ないケースはであることから、提案のとおり不動産登記手続の簡略化を可能とするならば、空き家の利活用は進むものと思料。

各府省からの第1次回答

【法務省、国土交通省】

「不動産登記手続の簡略化」の具体的な内容を提案団体に確認したところ、戸籍謄本の添付を省略する旨の提案であるとのことであったので、これを前提に回答する。

不動産登記においては、不動産に関する権利を正確に公示する必要がある。

不動産の所有者が死亡し、相続が開始した場合において、法定相続人が数人あるときは、その不動産はその共有に属することとされている（民法第898条）ため、その相続に基づく権利関係を正確に公示するためには、戸籍謄本をもって確認する必要がある。

そのため、御提案のような不動産登記手続の簡略化を行うことは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

不動産登記や相続に基づく権利における正確な公示の重要性は承知しているが、地方における「空き家解消施策」の実例を踏まえた提案であることを御理解いただきたい。

本提案の主眼は、「被相続人から正当な相続人である「現所有者」（地方税法第384条の3で規定されているような者）に相続登記を行う際に、他の相続人に係る戸籍謄本などの添付を省略した上で登記を行える制度の実現」である。

現行制度では、①他の相続人に異論がない場合でも同意書類が必要であり、取得等に時間を要する、②他の相続人が管理に関与せず権利のみを主張する場合、現所有者が時効取得を援用できる状況でも、共同登記の原則により訴訟が必要である、③他の相続人において戸籍謄本等取得費用の捻出が困難である、という事由により、手續が難航することが考えられる。

これらに対し、地方公共団体が空き家対策のため空き家バンク等を活用する場合に限定した特例措置として、正当な相続人である現所有者以外の相続人に係る戸籍謄本などの添付を省略し、現所有者からの「現所有者であることに異論はなく、疑義が生じた際は関係相続人で解決する」旨の申出書を添付した上で、当該相続人への登記変更を可能とする制度の構築を検討いただきたい。

このような制度により、名義変更・売却が加速し、空き家の大幅な減少が期待できることから、地方公共団体が行う空き家等に関する取組の促進のために必要な国の支援として、その実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【燕市】

なし

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

相続は、人の死亡によりその者が有していた権利義務がその者と一定の身分関係を有する者に当然かつ包括的に移転する制度であるから、相続の開始及び相続人の範囲を確認するためには、その身分関係を公証する戸籍謄本が必要である。「現所有者であることに異論はなく、疑義が生じた際は関係相続人で解決する」旨の申出書は、戸籍謄本という人の出生から死亡に至るまでの親族関係を登録公証するものに代替するとはいはず、それを添付した上で、相続登記を行うことは困難である。

地方税法第384条の3に規定されている者が仮に登記名義人の相続人であるとしても、それをもって当該者の単独所有とすることはできず、不動産登記は、既に発生している物権変動を第三者から認識することができるよう公示する制度であるため、不確定な権利を公示することはできない。

したがって、特定の相続人を登記名義人に対する相続を原因とする登記を申請する場合は、現行制度のとおり被相続人の法定相続人全員を戸籍謄本等を用いて特定の上、当該特定の相続人に権利を承継することが必要で

ある。

令和7年地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

一

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	375	重点募集テーマ	○(デジタル化(4))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築

提案団体

京都市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

士業者(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)は、職務のために戸籍や住民票に係る証明書を請求できることが法令に規定(いわゆる職務上請求)。

請求時は、士業者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示(郵送請求の場合は写しを提出)し、士業者の所属する会が発行した交付請求書(いわゆる統一請求用紙)を手書きで記入し、当該士業者の職印を押したものと提出する。

請求をオンラインで行う場合は、統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報に所定の電子署名を付し、所定の電子証明書を添えて送信するか、又は、改正戸籍法施行規則の施行後においては戸籍に係る証明書であれば「法務大臣が定めるこれに準ずる措置」を講じる必要がある。

士業者が所属する会が発行する統一請求用紙は、法務省民事局長依頼(昭和61年1月21日民二第483号)に基づき、同依頼に示される案を参考して作成されている。また、同依頼における「会員以外の者が当該用紙を入手又は利用することを防止する措置」として、通番を付した複写式のものとし、会員への販売時に通番を控えるほか、士業者が所属する会において、請求に用いられた統一請求用紙の請求控えの点検を行っている。

自治体では、統一請求用紙の記載内容等をもとに、請求理由は適当であるか、請求者の業務の範ちゅうであるか、受任した事務、事件の内容に照らして交付する証明書で過不足はないか等の点検を行い、適正な請求であることを確認したうえで証明書を交付している。

【支障事例】

法令上、オンライン請求は可能であるところ、前述の統一請求用紙に記載すべき事項に係る情報や、請求の際に提出すべきこととされている書面等に代わるべき情報の具体的な情報が明らかでなく、事実上、行うことができない。なお、士業者が所属する会においても現状請求手段として規定していない。

ある民間企業の調査では、全国で年間350万件の職務上請求が行われ、このうち8割が郵送によるものと推定されている。全ての統一請求用紙は手書きで記入され、自治体、士業団体で審査、点検が行われているほか、郵便料金だけで6億円を超える費用が発生している計算になる。

また、当市では郵送による職務上請求を年間2.4万件受け付けているが、このうち約800件を調査したところ、交付請求の目的に「相続」とだけ記入されるなど約10%の割合で統一請求用紙の記載内容に疑義が生じ、請求者に対し電話での問合せを行っていた。

【支障の解決策】

オンライン請求が現実に行われていないのは、支障事例に記載のとおり統一請求用紙等に代わるべき措置がないことが理由であり、統一請求用紙を用いる仕組みの目的は、士業団体を請求スキームに関与させることで不正請求を防ぎ、もって市民のプライバシーを守ること。そのため、不正請求への対策を適切に講じたシステムの利用は、この代わるべき措置に該当することを明示いただきたい。

また、相続登記の義務化などを背景に今後職務上請求の利用増が見込まれるところ、オンライン請求の実現は士業、自治体双方で業務の効率化につながる。しかし、職務上請求のスキームに対応する既存の申請ソリューションが存在せず開発費用が高額になるほか、8士業でそれぞれ異なるシステムを導入した場合は自治体側に財務、業務両面の負担が生じる。このような状況を踏まえ、職務上請求のオンラインシステムは、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるシステムとして国において効率的に整備していただきたい。

オンライン請求システムに入力支援や形式審査等の機能を持たせることで、請求の不備や疑義が減り、自治体は実質的な部分の審査に注力できるようになる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

静岡県司法書士会が職務上請求を可能とするオンラインシステムの構築を要望(令和3年)。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

士業においては、統一請求用紙の手書き記入、区役所や郵便ポストまでの移動に伴うコストが減少し、依頼者である市民の負担軽減や抱える問題の早期解決につながる。

自治体においても、請求の形式的な不備をシステムで未然に防ぐことが可能となり、交付までの時間短縮、請求内容のより詳細な点検ができるようになる。また、業務効率化により、地域における福祉やまちづくり等の課題への対応に一層注力することができる。

根拠法令等

戸籍法第10条の2第3項、第10条の3。戸籍法施行規則(令和7年5月26日改正施行)第11条の2第4項、第11条の3第2項、第79条の2の4第1項、第79条の3、第79条の4。

住民基本台帳法第12条の3。住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第11条。情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条。総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市

—

各府省からの第1次回答

【デジタル庁】

制度所管省庁における職務上請求のオンライン化の方針を踏まえ、必要に応じてデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の観点で制度所管省庁と連携して対応する。

【総務省】

住民票の写し等の職務上請求については、「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)において「戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的な内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る」とされたとおり、戸籍謄本等に係る検討結果を踏まえ、検討する。

【法務省】

戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、現在の職務上請求のアナログの仕組みが士業者、市区町村の双方で事務効率の向上の妨げ等になっている点について、デジタル技術を活用することで問題を解決するとともに、それによって士業への依頼者である市民の便益の増進を図ることが目的である。

そのためには、単に手段としてのオンライン請求の実現にとどまらず、士業、市区町村の双方が利用することを想定した、例えば、請求時に明らかにしなければならない事項のフォーム入力、フォーム入力時の入力支援(例えばプルダウンメニューからの選択、条件分岐、郵便番号での住所補完)、入力された情報の形式審査、士業資格の有効性や事務所の所在地のオンラインでの確認等を可能とするシステムの構築についても合わせて目指すべきである。

証明書の発行に要するシステムは市区町村の責任と費用負担により準備すべきとの指摘は理解できるところ、個別にシステムを調達したことによって市区町村ごとにシステムの機能やインターフェースが異なるより、共通である方が社会的コストは低廉であり、この標準仕様の策定が可能なのは国に限られる。

このように本提案は自治体に限らず社会全体がデジタル化の恩恵を最大限に享受できるよう全市区町村にまたがる制度の改善を求めるものであり、地方自治法第1条の2第2項の趣旨からも、整備を含め国が積極的に関与することは当然と考える。

また、利用者目線では戸籍と住基を区分する必要性に乏しく、議論、検討はデジタル庁、総務省、法務省の3者の連携のもとで行うべきであると考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

【デジタル庁・総務省】

職務上請求システムについては、デジタル行財政改革会議において共通化の対象候補とされたことを受け、上記の検討状況を踏まえ、具体的な方法について検討する。

【法務省】

既に回答したとおり、国において職務上請求に係るオンラインシステムの構築をすることは困難であるが、現在、職務上請求に係る規定を整備すべく、不正請求の防止策等について、士業者団体と意見交換を実施しているところである。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(3)】【総務省(3)】【法務省(4)】

戸籍法(昭22法224)及び住民基本台帳法(昭42法81)

士業者による各種証明書の職務上請求(戸籍法10条の2第3項及び住民基本台帳法12条の3第2項)については、士業者、士業者団体及び市区町村の事務負担の軽減に資するよう、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会における議論も踏まえ、不正な職務上請求を防止するための方策を講ずること、及び社会的コストの削減等のためのデジタル共通基盤を活用したシステムの構築について検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号	382	重点募集テーマ	○(デジタル化(4以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

在留期間更新許可申請等における審査業務の簡素化及び情報提供ネットワークシステムの活用

提案団体

名古屋市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、法務省

求める措置の具体的な内容

在留期間更新許可申請等について、情報連携推進のため、審査業務の簡素化を行った上で、審査に必要な情報を情報提供ネットワークシステムに追加すること。

具体的な支障事例

【現行制度について】

在留資格の更新については、出入国管理及び難民認定法施行規則第21条に基づき、在留資格に応じて複数年分の所得証明及び納税証明の提出が求められており、地方公共団体の窓口において当該証明書の発行を行っている。

このような状況の中で、国において令和8年度末にマイナンバーによる情報連携を開始することを目指し、必要な法令整備及びシステム開発等の検討が行われているが、在留審査の効率化が進捗していない。

(参考)当市の状況(令和5年度)

外国人住民数 92,509人

所得証明発行件数 45,851件(出入国在留管理庁提出用)

納税証明発行件数 22,986件(出入国在留管理庁提出用)

【支障事例】

現在、当市の窓口では、申請者の滞納状況や雇用状況など、様々な証明書の提出が求められる実態があり、複雑な制度・取扱いの中で申請者の負担となるだけでなく、地方公共団体側にとっても手書きの証明書の作成が必要となり、総務省が進めるフロントヤード改革の障壁になっている。

- ①分納証明書(納付誓約書等の分納している事実がわかる書類)
- ②租税条約により課税を免除されている旨の証明
- ③市民税申告書が提出されている旨の証明
- ④証明書の附記書き(給与支払者の補記)
- ⑤証明書の附記書き(納付日の補記)
- ⑥証明書の附記書き補記(本名・通称名の補記)

また、出入国在留管理庁の審査業務では「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」等に基づき、納税情報の確認の中で、納付日の確認まで求めている状況と認識している。こうした審査業務と同様の対応について、マイナンバーによるデータ連携で行うことは、データ項目設定や更新頻度の観点で課題がある。

【制度改正の必要性】

在留資格の更新については、所得証明書及び納税証明書の提出が求められているため、不完全な情報連携では、結果として申請者の利便性向上に繋がらない。また、在留外国人の増加傾向が続いているところ、今後はガイドライン(R6.11.18 改訂)に伴う審査厳格化の動きがあり、申請者及び地方公共団体双方の負担軽減に向け

た取組みが喫緊の課題となっている。

【支障の解決策】

(1)審査業務の整理・簡素化

前述の①は収入額や納税額など一次情報でないため、本来は公用閲覧での対応が望ましいと考える。また、前述の②③は本人からの原本提出で対応可能である。このように、本来、地方公共団体側で発行するべき内容を見直すなど、審査業務の整理・簡素化をお願いしたい。

(2)情報提供ネットワークへの情報の追加・更新頻度の最適化

令和8年度末にマイナンバーによる情報連携開始に向けて、必要な情報の整理・追加を行うとともに、地方公共団体の負担・申請者の利便性・出入国在留管理庁の審査業務の各負担を考慮のうえ、最適な更新頻度となるよう検討をお願いしたい。

(3)情報連携が不可である場合の代替手段の検討

情報連携についても費用対効果等に基づき、対応できない事例があった場合、公用閲覧等申請者に負担を求める体制づくりの検討をお願いしたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

当市における証明発行件数の試算でも年間 68,000 件余となるため、書類添付が不要となることによって、全国の地方公共団体での証明等の発行業務が大幅に削減されるとともに、多くの申請者にとって証明等を取得する手間・費用の削減につながり、在留期間の更新自体に対する負担を大きく軽減させることができると期待される。

さらに、運用の見直しによって、申請者の負担軽減及びバックオフィス連携による国・地方自治体双方の業務効率化の観点から、全国的なフロントヤード改革が加速することが期待される。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表三十一の二の項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、ひたちなか市、春日部市、銚子市、相模原市、浜松市、熊本市

○当市においても在留資格関連の証明書申請者が窓口に多く来庁し、主に言語の関係や制度の複雑さから窓口長時間化やトラブルの要因となっており支障となっている。また郵送の申請や電話での問合せも非常に多く対応に苦慮している。来庁者及び地方公共団体の負担軽減のため、マイナンバーによる情報連携等の制度改正が望まれる。

○証明書の附記書き等は行っていないが、納付年月日について教えて欲しいとの要望があった場合は個別に答えている状況であり、件数が多くなっているため業務に支障をきたしている。

各府省からの第1次回答

地方自治体の負担軽減や申請人の利便性向上の観点から、住民税納税情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることの是非について検討する。

検討に際しては、全国の自治体が共通して追加可能な情報の範囲や年限を踏まえつつ、情報連携を開始することで、資料請求等に対する自治体の事務負担が軽減されるよう、申請事務において求める資料の範囲、手続等の見直しの要否を併せて検討する必要がある。

また、マイナンバーによる情報連携開始に向けて情報提供ネットワークシステム上に必要な情報の整理・追加を行い、運用するに当たっては、情報を登録する自治体等の事務負担に配慮しながら検討する必要があると考えている。

在留審査に当たっては、申請種類別に出入国在留管理及び難民認定法施行規則等で定める立証資料の提出

を求め、資料の追完等を求める場合には、審査上必要な範囲に限定することとしている。この点、出入国在留管理庁としては、申請人に対して、課税証明書、納稅証明書の提出を求める際に、証明書に附記を求めるような取扱いはしていないが、地方官署に対して改めてそのような要請を行っていないか確認する。なお、今後情報連携が実現すれば、申請者の窓口負担が抑制されるだけでなく、地方自治体と当庁双方の事務負担が抑制される見込みである。また、当庁では、在留諸申請において、申請書類を可能な限り簡略化する取組を行っているところ、今後も申請手続の簡略化に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

在留資格の更新に当たっては、原則、納稅証明書の提出が求められているため、住民税納稅情報を情報連携の対象としなければ、地方自治体の負担軽減や利便性向上に繋がらないと考える。この点、マイナンバーによる情報連携を検討するとされているが、各自治体のシステム改修や事務負担に配慮し、情報連携項目の精査を行うとともに、システム運用面を含めて実効性のある制度設計を求める。また、支障事例で記載した証明書の附記書き以外にも、納付日などの個別の照会が求められている実態があるため、地方官署における審査基準の再確認、明確化を図っていただくとともに、個別の照会を含めた在留審査に必要な情報に関して全国の自治体に情報共有していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

住民税納稅情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすることについては、情報連携項目の精査を行い、実効性のある制度設計となるよう検討を行う。在留審査に当たっては、全国一律の審査基準で運用しており、在留諸申請に係る提出資料については当庁ホームページで公表し、手続の明確化・透明化を図っている。御指摘のあった課税証明書や納稅証明書に附記を求める取扱いについては、地方官署に確認した結果、そのような取扱いをしている事実は確認できなかつたが、運用と異なる取扱いが判明した場合には是正を行うとともに、当庁としては引き続き適切な運用に努めていきたいと考えている。また、これまでと同様、適時適切な情報共有を行っていきたいと考えている。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）記載内容

4【デジタル庁(18)】【総務省(15)(iii)】【法務省(7)(iv)】

出入国管理及び難民認定法(昭26令319)

在留資格の変更(20条)及び在留期間の更新(21条)等の申請については、申請人の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減のため、必要な住民税納稅情報の項目及び年数について見直しを検討した上で、住民税納稅情報をマイナンバー制度における情報連携の対象に追加することにより、住民税納稅証明書の提出の省略を可能とすることについて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、情報連携が可能となるまでの間において、電子的な手段による公用照会を含め、市区町村の事務負担を軽減する方策を検討し、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。